

【公開版】

資料2-③  
2021年3月17日  
日本原燃株式会社

事業変更許可等と保安規定の記載整理表について

標記の件、各事業で以下の通り整理した。

添付1	再処理事業所 再処理施設保安規定 事業指定と保安規定の記載整理表	2/59
添付2	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定 事業許可と保安規定の記載整理表	39/59

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

2021年3月17日  
日本原燃株式会社

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p>第2章 保安管理体制</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「交流電源供給機能等喪失時」という。)における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)を含む火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40)～(47) (略)</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、事故等に係る記録並びに再処理施設内において溢水が発生した場合(以下「溢水発生時」という。)、化学薬品漏えいが発生した場合(以下「化学薬品漏えい発生時」という。)、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)及び再処理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合(以下「その他自然災害発生時」という。)における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(49)～(56) (略)</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び同道の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(58)～(62) (略)</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 763]</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>ハ、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す再処理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>[ページ 3-22]</p> <p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.2 組織及び職務</p> <p>再処理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、核燃料取扱主任者、再処理計画部、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、防災管理部、新基準設計部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>[ページ 6-10-2]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>
<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</p> <p>④ 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画(火災防護計画)</p> <p>⑤ 溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画</p> <p>⑥ 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画</p> <p>⑦ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>⑧ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑨ 保安教育の実施計画</p> <p>⑩ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(以下、略)</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(d) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[ページ 764～765]</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>ハ、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>また、再処理施設の改造計画、使用計画等について、技術的専門性を有した委員によって、再処理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する再処理安全委員会(再処理事業部長が委員長を任命)を設置する。</p> <p>[ページ 3-24]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第3章 再処理施設の操作</p>			
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものを除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>a. 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(c) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.3 運転管理</p> <p>再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>(2) 警報作動時の措置に関すること</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>9 各職位は、安全機能を有する施設の誤操作を防止するための措置を講じる。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(イ) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(ロ) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(ハ) 機器等又は個別業務に係る固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(ニ) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)</p> <p>[ページ 768]</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(e) 誤操作の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器弁等に対して系統等による色分けや銘板取り付け等による識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>また、安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下 (混乱した状態等) であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、弁等に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p> <p>[ページ 57]</p>	<p>員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り検討を行い、これを運転の要領に反映させる。</p> <p>[ページ 6-10-3]</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.17 誤操作の防止に関する設計</p> <p>1.7.17.1 誤操作の防止に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、以下の措置を講ずる設計とする。</p> <p>(5) 安全機能を有する施設の操作器具であるスイッチ及び各建屋に設置する機器、弁等は、系統等による色分けや銘板取り付けによる識別表示を講じ、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>(6) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤の操作器具は、誤接触による誤動作を防止するため、誤操作防止カバーを設置し、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>(10) 安全機能を有する施設の操作器具及び機器、弁等は、保守点検においても、点検状態を示す札掛けを行うとともに、必要に応じて施錠することにより、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>[ページ 6-1-752, 753]</p>	
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の2の2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画 (火災防護計画) を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。)</p> <p>(2) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 (初期消火活動のために必要な別表7の2に示す設備等を含む。)</p> <p>(4) 再処理施設における可燃物の適切な管理</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長は、第25条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) 基本事項</p> <p>(イ) 安全上重要な施設</p> <p>再処理施設は、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的には、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器 (以下「安重機能を有する機器等」という。) を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ロ) 放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器</p> <p>安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「(イ) 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射線物質貯蔵等の機器等」として抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ハ) その他の安全機能を有する施設</p> <p>「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消方法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に付した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.5.1 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>(6) 火災防護計画</p> <p>再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p> <p>その他の再処理施設については、消方法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に付した火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発 (以下「外部火災」という。) については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>火災防護計画の策定に当たっては、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。</p> <p>a. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。</p> <p>b. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化 (各責任者と権限)、火災防護計画を遂行するための組織の明確化 (各責任者と権限)、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施について定める。</p> <p>c. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
	<p>る設計とする。</p> <p>(ニ) 火災区域及び火災区画の設定        安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。        火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)により隣接する他の火災区域と分離する。        屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。        火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。        再処理施設における火災防護対策に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として再処理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ホ) 火災防護上の最重要設備        安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し最も重要な以下の設備を火災防護上の最重要設備として選定し、系統分離対策を講ずる設計とする。        1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機        2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系        3) 安全圧縮空気系        4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</p> <p>(ヘ) 火災防護計画        再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。        重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。        その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。        敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。        [ページ 14~17]</p> <p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法        A. 再処理施設の位置、構造及び設備        ロ. 再処理施設的一般構造        (4) 火災及び爆発の防止に関する構造        (イ) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止        (c) 火災の感知、消火        (イ) 早期の火災感知及び消火        2) 消火設備        消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。        [ページ 22]</p>	<p>d. 火災防護計画は、再処理施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。        (a) 事業指定基準規則の第五条に基づく c. で示す対策        (b) 事業指定基準規則の第二十九条に基づく火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の対策並びに重大事故等対処施設の火災及び爆発により安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに重大事故等対処施設の安全性が損なわれないための火災防護対策        可搬型重大事故等対処設備、その他再処理施設については、設備等に応じた火災防護対策        (c) 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の爆発、再処理施設敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発から安全機能を有する施設を防護する対策        ただし、原子力災害に至る火災発生時の対処、原子力災害と同時に発生する火災発生時の対処、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。        なお、上記を示す以外の構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法に基づく火災防護対策を実施する。        (d) 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的の実施することを定める。        (e) 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改善を行うことによって、継続的な改善を図っていくことを定め、火災防護審査基準への適合性を確認することを定める。        (f) 火災防護計画は、再処理事業所再処理施設の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定(以下「保安規定」という。)に基づく文書として制定する。        (g) 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法等を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持ち込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練などに必要な要領については、各関連文書に必要事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。        [ページ 6-1-131~134]</p> <p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計        1.5.1 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計        1.5.1.3 火災の感知、消火        1.5.1.3.2 消火設備        (2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量        消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。        [ページ 6-1-167]</p>	

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明																																																							
		<p>1.5.1.6 体制 火災及び爆発の発生時において再処理施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び消火活動のための消火専門隊の要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時は、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。自衛消防隊の体制を第1.5-1図に示す。再処理施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。 〔ページ 6-1-193〕</p> <table border="1" data-bbox="1923 447 2516 831"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> <td>総括班</td> <td>事務局、公設消防対応</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、統括</td> <td>総務班</td> <td>避難誘導、社員の安否確認</td> </tr> <tr> <td>本部付要員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> <td>厚生班</td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>救護班</td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資材班</td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広報班</td> <td>報道機関・渉外対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火班</td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転管理班</td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設備応急班</td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理班</td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.5-1図 自衛消防隊組織図 〔ページ 6-1-240〕</p> <p>1.5.1.7 手順 再処理施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、再処理施設の安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。 このうち、火災防護対策を実施するために必要なものを以下に示す。 (1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に行う。 a. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。 b. 消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。 (2) 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。 a. 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の作動状況を確認する。 b. 自動消火設備の作動後は、消火状況の確認、運転状況の確認等を行う。 (3) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。 a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。 b. 消火活動が困難な場合は、当直（運転員）の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。 (4) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。 a. 火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する当直（運転員）により制御室内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。 b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。 (5) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度</p>	組織	構成	任務	組織	任務	消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安否確認	本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保				救護班	救助活動、医療機関への搬送				資材班	応急機材の手配				広報班	報道機関・渉外対応				消火班	消火活動、救助活動				運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置				設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施				放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務	組織	任務																																																						
消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応																																																						
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安否確認																																																						
本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保																																																						
			救護班	救助活動、医療機関への搬送																																																						
			資材班	応急機材の手配																																																						
			広報班	報道機関・渉外対応																																																						
			消火班	消火活動、救助活動																																																						
			運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置																																																						
			設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																																						
			放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																																						

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法                      A. 再処理施設の位置、構造及び設備                      ロ. 再処理施設の一般構造</p>	<p>上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。                      (6) 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。                      (7) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。                      (8) 可燃性物質の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。                      (9) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。                      (10) 再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。                      (11) 火災及び爆発の発生を防止するために、再処理施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。                      a. 火気作業前の計画策定                      b. 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置                      c. 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）                      d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理                      e. 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）                      f. 仮設ケーブル（電工ドラム含む）の使用制限                      g. 火気作業に関する教育                      (12) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。                      (13) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切に保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。                      (14) 火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。                      (15) 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。                      (16) 火災区域及び火災区画の変更並びに設備改造及び増設を行う場合は、内部火災影響評価への影響を確認し、評価結果に影響がある場合は、再処理施設内の火災及び爆発によっても、多重化した安全上重要な施設の安全機能が同時に喪失することにより、再処理施設の安全機能に影響を及ぼさないよう設計変更及び管理を行う。                      (17) 火災区域又は火災区画の隔壁等の設計変更に当たっては、再処理施設内の火災及び爆発によっても、最重要設備の作動が要求される場合には、火災及び爆発による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、再処理施設の安全機能が確保できることを火災影響評価により確認する。                      (18) 当直（運転員）に対して、再処理施設内に設置する安重機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的実施する。                      a. 火災区域及び火災区画の設定                      b. 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等                      c. 火災及び爆発の発生防止対策                      d. 火災感知設備                      e. 消火設備                      f. 火災及び爆発の影響軽減対策                      g. 火災影響評価                      (19) 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消防班による総合的な訓練及び当直（運転員）による消火活動の訓練を定期的実施する。                      [ページ 6-1-193~198]</p>	<p>1.7 その他の設計方針                      1.7.11 外部火災防護に関する設計                      1.7.11.8 消火体制</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明																																							
	<p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(ロ) 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、再処理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度(9,128kW/m)から算出される防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。</p> <p>また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発、敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災については、対象航空機が安全機能を有する施設を収納する建屋等の直近に墜落する火災を想定し、火災からの放射強度の影響により、建屋外壁等の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。また、熱影響により安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆又は遮熱板等の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、建屋換気設備等に適切な防護対策を講ずること、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。また、有毒ガスによる影響については、運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし、居住性に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>[ページ 45, 46]</p>	<p>外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、再処理施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班により事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火班のうち消火専門家は敷地内に常駐する運用とする。自衛消防隊組織図を、第1.7.11-6図に示す。</p> <p>[ページ 6-1-641]</p> <div data-bbox="1914 420 2507 798"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、統括</td> </tr> <tr> <td>本部作業員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td></td> <td>避難誘導、社員の安否確認</td> </tr> <tr> <td>厚生班</td> <td></td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td></td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td>資材班</td> <td></td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td></td> <td>報道機関・渉外対応</td> </tr> <tr> <td>消火班</td> <td></td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td>運転管理班</td> <td></td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td>設備応急班</td> <td></td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td></td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.7.11-6図 自衛消防隊組織図</p> </div> <p>[ページ 6-1-658]</p> <p>1.7.11.9 火災防護計画を策定するための方針</p> <p>外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外部火災に対する消火設備の選定方針、設置目的及び運用方法</li> <li>外部火災に対する消火活動を実施するための消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車の配備</li> <li>外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順</li> <li>初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火災時の装備</li> <li>再処理施設が影響を受けるおそれがある場合の工程停止等の措置</li> <li>計画を遂行するための体制の整備(責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保に係る事項を含む)並びに教育及び訓練</li> <li>外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順</li> <li>外部火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</li> </ol> <p>[ページ 6-1-642]</p> <p>1.7.11.10 手順等</p> <p>外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。</p> <p>以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。</li> <li>設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。</li> <li>外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する手順を整備する。また、対策に必要な資機材を整備する。</li> <li>敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が実施する手順を整備する。また、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車、化学粉末消防車及びその他資機材の配備を実施する。</li> <li>外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る手順を整備する。</li> </ol>	組織	構成	任務	総括班	再処理事業部長	指揮、命令、監督	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	本部作業員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	総務班		避難誘導、社員の安否確認	厚生班		食料、水及び被服の確保	救護班		救助活動、医療機関への搬送	資材班		応急機材の手配	広報班		報道機関・渉外対応	消火班		消火活動、救助活動	運転管理班		運転状況把握、影響緩和における措置	設備応急班		被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施	放射線管理班		放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務																																								
総括班	再処理事業部長	指揮、命令、監督																																								
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括																																								
本部作業員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行																																								
総務班		避難誘導、社員の安否確認																																								
厚生班		食料、水及び被服の確保																																								
救護班		救助活動、医療機関への搬送																																								
資材班		応急機材の手配																																								
広報班		報道機関・渉外対応																																								
消火班		消火活動、救助活動																																								
運転管理班		運転状況把握、影響緩和における措置																																								
設備応急班		被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																								
放射線管理班		放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																								



赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
		<p>(6) 外部火災による煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じ制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内への煙及び有毒ガスの侵入を防止する手順を整備する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する手順を整備する。</p> <p>(7) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。</p> <p>(8) 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する手順を定める。</p> <p>(9) 外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する手順を定める。</p> <p>(10) 敷地内の外部火災が発生した場合は、再処理施設の工程停止等の措置を講ずる手順を整備する。また、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には工程停止等の措置を講ずる手順を整備する。さらに、必要に応じて運転員が消火活動の支援を行えるよう、手順を整備する。</p> <p>[ページ 6-1-643, 644]</p>	
<p><u>(溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第29条の3 技術課長は、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、溢水及び化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(c) 溢水による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設が溢水の影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、溢水に対して安全機能を損なわない方針とする。</p> <p>ここで、安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される溢水に対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p> <p>[ページ 54]</p> <p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設内が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない方針とする。</p> <p>ここで、安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に、漏えいした化学薬品の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p> <p>[ページ 55]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.15 溢水防護に関する設計</p> <p>1.7.15.6 溢水防護対象設備を防護するための設計方針</p> <p>1.7.15.6.8 手順等</p> <p>溢水影響評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>(2) 配管の想定破損評価による溢水が発生する場合及び基準地震動による地震力により、耐震B、Cクラスの機器が破損し、溢水が発生する場合には、現場等を確認する手順を定める。</p> <p>(3) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価の条件としている床面積に見直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により溢水影響評価への影響確認を行う。</p> <p>(4) 防水扉及び水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。</p> <p>(5) 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるため、消火活動における運用及び留意事項を火災防護計画に定める。</p> <p>(6) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定める。</p> <p>[ページ 6-1-720]</p> <p>1.7.16 化学薬品の漏えい防護に関する設計</p> <p>1.7.16.7 化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針</p> <p>1.7.16.7.8 手順等</p> <p>化学薬品の漏えい影響評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>(2) 配管の想定破損評価による化学薬品の漏えいが発生する場合及び基準地震動による地震力により、耐震B、Cクラスの機器が破損し、化学薬品の漏えいが発生する場合には、現場等を確認する手順を定める。</p> <p>(3) 化学薬品防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価の条件としている床面積に見直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により化学薬品の漏えい影響評価への影響確認を行う。</p> <p>(4) 防水扉及び水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。</p> <p>(5) 化学薬品の漏えい発生後の回収等に関する手順を定める。</p> <p>[ページ 6-1-747, 748]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p><u>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</u></p> <p>第 29 条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p><u>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p>2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。</p> <p>4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。</p> <p>5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等を溶解、分離、精製、脱硝を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷</p> <p>(ホ) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>4) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(磨耗)に対して磨耗し難い設計とすること</p> <p>5) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>6) 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること</p> <p>7) 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>8) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>[ページ 48, 49]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.13 火山事象に関する設計</p> <p>1.7.13.1 火山事象に関する設計方針</p> <p>十和田及び八甲田山は、再処理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等を溶解、分離、精製、脱硝を行い、UO<sub>3</sub>及びMOX粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う方針とする。</p> <p>[ページ 6-1-673]</p> <p>1.7.13.8 火山の状態に応じた対処方針</p> <p>十和田及び八甲田山は、再処理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。</p> <p>対処に当たっては、火山影響等発生時において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。</p> <p>主な対処例を以下に示す。</p> <p>(1) 換気設備の風量の低減措置、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置及び外気の取り込みの停止</p> <p>(2) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設に堆積した降下火砕物等の除去</p> <p>(3) 使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止</p> <p>(4) 工程内の核燃料物質はUO<sub>3</sub>粉末及びMOX粉末とし貯蔵並びに高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵</p> <p>[ページ 6-1-693]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u></p> <p>第29条の5 技術課長は、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p><u>(1) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火山現象の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷</p> <p>(ホ) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>4) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(磨耗)に対して磨耗し難い設計とすること</p> <p>5) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>6) 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.13 火山事象に関する設計</p> <p>1.7.13.6 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針</p> <p>火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)において、再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行うための計画を策定する。</p> <p>(2) 要員の確保</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を実施するために必要な要員を確保する。</p> <p>(3) 教育及び訓練</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を確実に実施するための教育及び訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(4) 資機材の配備</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動に必要な資機材を配備する。</p> <p>(5) 体制の整備</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動に必要な体制を整備する。</p> <p>(6) 定期的な評価</p> <p>降下火砕物による火山影響評価に変更がないか定期的に確認し、変更が生じている場合は火山影響評価を行う。火山影響評価の結果、変更がある場合はそれぞれの措置の評価を行い、対策の見直しを実施する。</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
	<p>7) 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>8) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。        [ページ 48, 49]</p>	<p>[ページ 6-1-691]</p> <p>1. 7. 13.7 実施する主な手順        火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。</p> <p>(1) 大規模な火山の噴火があり降灰予報が発表され、再処理施設の処理運転に影響を及ぼすと見られる場合には、使用済燃料の受入れの停止や新たなせん断処理の停止など、再処理施設の運転を停止する。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みの停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</p> <p>(4) 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタ、除灰用ろ布等の設置を実施する。</p> <p>(5) 降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。        [ページ 6-1-692]</p>	
<p><u>(その他自然災害発生時の体制の整備)</u></p> <p>第29条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(5) 耐震構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>(h) 波及的影響に係る設計方針</p> <p>耐震重要施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(イ) 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。</p> <p>1) 設置地盤及び地盤応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>2) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>3) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>4) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>(ロ) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。</p> <p>(ハ) 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>(ニ) これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。        [ページ 36, 37]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.6 耐震設計</p> <p>1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>1.6.1.6 設計における留意事項</p> <p>1.6.1.6.2 波及的影響</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地盤応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>a. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位ク</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
		<p>ラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>また、波及的影響の評価においては、地震に起因する溢水防護、化学薬品防護及び火災防護の観点からの波及的影響についても評価する。</p> <p>[ページ 6-1-263~265]</p> <p>(添付書類八)</p> <p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.4 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>f.</p> <p>大津波警報が発表された場合に、再処理施設を安全が確保できる状態に移行させるため、原則として各工程の停止操作を実施するための手順書を整備する。</p> <p>[ページ 8-5-262]</p> <p>(添付書類八)</p> <p>6. 重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方</p> <p>6.3 評価に当たって考慮する事項</p> <p>6.3.2 操作及び作業時間に対する想定</p> <p>(1) 外的事象の地震における想定</p> <p>地震の発生から25分後以降、要員による現場状況の把握のための初動対応に移行し、地震発生から90分後まで現場状況確認を実施するものと想定する。</p> <p>[ページ 8-6-57]</p>	
<p><u>第30条 削除</u></p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>火災発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備への変更</p>
<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第30条の3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合(これらの事態を本条において「不適合等」と記す。)は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5日以内(休日を除く。)に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設等の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針(試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。)について事業部長の承認を得る。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>c. 不適合の管理</p> <p>(a) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(b) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等定める。</p> <p>(c) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>(イ) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(ロ) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>(ハ) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(ニ) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(d) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 組織は、(c)(イ)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>[ページ 781~782]</p>	<p>(添付書類九)</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>4.8 その後の不適合管理</p> <p>その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>[ページ 9-15]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。</p>
<p>(保安上特に管理を必要とするインターロック等)</p> <p>第32条 燃料管理課長は、別表9に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備ご求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(g) 安全機能を有する施設</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設的设计方針</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.3 運転管理</p> <p>再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p>2 統括当直長は、別表9に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の保安上特に管理を必要とするインターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。以下に設計を満足するものとする。        1) 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。        ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。        [ページ 58～59]</p>	<p>員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り検討を行い、これを運転の要領に反映させる。        [ページ 6-10-3]</p>	
<p>(非常用所内電源系統)        第34条 統括当直長は、別表14に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p> <p><u>2 燃料管理課長及びユーティリティ施設課長は、それぞれ第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料を配備する。</u></p> <p><u>3 統括当直長は、外部電源系統における1相開放故障の発生を判断した場合、以下の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 外部電源系統における1相開放故障を警報より検知した場合、待機側の受電変圧器へ自動で切替わったことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 負荷の異常警報等により1相開放故障を検知した場合、手動で待機側の受電変圧器に切替える。</u></p> <p><u>(3) 待機側の受電変圧器に切替わらない場合、手動にて1相開放故障が発生した受電変圧器を切り離し、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を起動させる。</u></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法        A. 再処理施設の位置、構造及び設備        ロ. 再処理施設的一般構造        (7) その他の主要な構造        (q) 保安電源設備</p> <p>再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、電力系統と連系した設計とする。</p> <p>また、再処理施設には、非常用電源設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設ける設計とする。</p> <p>再処理施設の保安電源設備(安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、再処理施設内開閉所の外の電力系統(以下「電線路」という。)及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、送電線、変圧器、母線等に保護継電器を設置し、電気系統の機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を感知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器より故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合、安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策(手動操作による対策を含む。)を講ずることによって、安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように、電力供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p>再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、電力系統と非常用所内電源系統とを接続する外部電源系統を2つ以上設ける設計とすることにより、再処理施設において受電可能な設計とし、かつ、それにより再処理施設を電力系統と連系する設計とする。</p> <p>再処理施設の非常用電源設備及びその附属設備(非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機、非常用蓄電池、燃料貯蔵設備等)及び安全上重要な施設への電力供給設備(非常用メタルクラッド開閉装置、ケーブル等)は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため、7日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とする。非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備(耐震Sクラス)は、7日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とする。        [ページ 67～69]</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造        (7) その他の主要な構造        (i) 安全機能を有する施設        (a) 外部からの衝撃による損傷の防止        (ホ) 火山の影響        8)        降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。        [ページ 49]</p>	<p>(添付書類六)        9. その他再処理設備の附属施設        9.2 電気設備        9.2.1 設計基準対象の施設        9.2.1.2 設計方針</p> <p>(2) 安全上重要な施設の安全機能を確保するための必要な電源として、外部電源系統及び非常用所内電源系統を有する設計とする。</p> <p>a. 再処理施設の外部電源系統は、受電可能な154kV送電線2回線に連系する設計とする。また、当該送電線は、1回線停止時においても再処理施設及び当該送電線を共用する施設のいずれも運転可能な送電能力を有する設計とする。送電線は、再処理施設内開閉所の外の電力系統のことをいう。</p> <p>b. 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立性を確保する設計とする。具体的には、独立した2箇所から非常用電源設備及びその附属設備を設置し、それぞれ必要な容量を有する非常用ディーゼル発電機に接続する設計とするとともに、非常用の直流電源設備を独立した2箇所を設置する設計とする。また、非常用ディーゼル発電機は、7日間の外部電源喪失を仮定しても電力を供給できるよう、7日間以上連続運転できる燃料貯蔵設備を設け、非常用ディーゼル発電機の燃料油系に接続することにより、運転時に連続して燃料を供給できる設計とする。非常用電源設備及びその附属設備は、非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機、非常用蓄電池、燃料貯蔵設備等)及び安全上重要な施設への電力供給設備(安全上重要な施設へ電力を供給するメタルクラッド開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、ケーブル等)のことであり、一連の設備を非常用所内電源系統という。</p> <p>(6) 再処理施設の安全機能を有する施設へ電力を供給するための施設は、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止できるよう、遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。また、1相開放故障が発生した場合、系統の電圧低下の警報、また、電圧低下が小さい場合は、当直(運転員)が1相開放故障に伴い生じる負荷の警報により、安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、手動で給電中の受電変圧器を切り離すことにより、非常用ディーゼル発電機を起動させ、非常用母線に電力を供給し、再処理施設の電源系統を安定状態に移行させる設計とする。        [ページ 6-9-7,8]</p> <p>(添付書類六)        1.7 その他の設計方針        1.7.13 火山事象に関する設計        1.7.13.5 設計対処施設の設計方針        1.7.13.5.2 間接的影響に対する設計方針        (1) 外部電源喪失        外部からの支援を期待できない場合においても、電力の供給を可能とするため、再処理施設内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料貯蔵設備を設け、重油タンク及び燃料油貯蔵タンクにA重油を貯蔵する設計とし、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。        (2) アクセス制限        敷地外で交通の途絶が発生した場合、安全上重要な施設に電力を供給する</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
		第1 非常用ディーゼル発電機及び第2 非常用ディーゼル発電機の燃料の供給が外部から受けられないが、再処理施設内に第1 非常用ディーゼル発電機及び第2 非常用ディーゼル発電機が7 日間以上連続で運転できる燃料貯蔵設備を設け、重油タンク及び燃料油貯蔵タンクにA重油を貯蔵する設計とし、降下火砕物対策対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 [ページ 6-1-689, 690]	
(せん断・溶解を行う使用済燃料) 第40条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。 (1) せん断・溶解を行う使用済燃料集合体の種類及び構造、照射前燃料最高濃度、第67条に基づき確定した使用済燃料の燃焼度、せん断を行うまでの冷却期間(「冷却期間」とは、使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間をいう。)、溶解槽における質量制限並びに可溶性中性子吸収材の使用の要否 (2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度 2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 (1) せん断を行うまでの冷却期間を15年以上とする。 (以下、略)	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ニ、再処理設備本体の構造及び設備 (1) せん断処理施設 (iii) せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力 (a) せん断処理する使用済燃料の種類 BWR及びPWRの使用済ウラン燃料集合体であって、以下の仕様を満たすものである。 (イ) 濃縮度 照射前燃料最高濃縮度 : 5 wt % 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5 wt %以下 (ロ) 冷却期間 : 15年以上 (ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd / t・UPr なお、1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度は、45,000MWd / t・UPr以下とする。 [ページ 134~135]	(添付書類六) 4. 再処理設備本体 4.2 せん断処理施設 4.2.1 概要 せん断処理施設は、燃料供給設備及びせん断処理設備で構成する。せん断処理施設で取り扱う使用済燃料は発電用の軽水減速、軽水冷却沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって、以下の仕様を満たすものである。 照射前燃料最高濃縮度 : 5 wt % 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からの期間 : 15年以上 使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd / t・UPr なお、1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度は、45,000MWd / t・UPr以下とする。 使用済燃料の冷却期間は、旧申請書における設計条件を維持することとし、以下の条件とする。 せん断処理するまでの冷却期間 : 4年以上 [ページ 6-4-2]	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
第5章 施設管理			
(作業管理) 第76条 (略) 2 (略) 3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修 (2) 第5条7.3適用の対象と判断した工事(設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る。) 4 各職位は、安全上重要な施設等の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術部長の承認を得る。 (略) 5 事業部長及び技術部長は、前項の計画を承認する場合は、第3項第2号に係る作業については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。 6~9 (略)	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設的一般構造 (7) その他の主要な構造 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 (g) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。以下の設計を満足するものとする。 1) 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。 2) 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。 3) 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。 4) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。 [ページ 58~59]	(添付書類六) 10. 運転保守 10.6 保守管理 再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修(部品交換等の措置を含む。)に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。 また、補修及び点検については、適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 [ページ 6-10-6]	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第79条 (略) 2~7 (略) 8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付2に示すものとする。	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設的一般構造 (7) その他の主要な構造 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 (g) 安全機能を有する施設	(添付書類六) 10. 運転保守 10.6 保守管理 再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修(部品交換等の措置を含む。)に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
	<p>(イ) 安全機能を有する施設的设计方針 再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするともに、以下の設計を満足するものとする。 4) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。 [ページ 59]</p>	<p>処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。 [ページ 6-10-6]</p>	
<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等) 第83条 (略) 2 別表35の2に定める課長は、前項の雑固体の廃棄施設への搬出又は移送に当たって必要な措置を講じるために、当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定し、その旨を周知する。 設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線安全課長と協議する。 (1) 安全上重要な施設等の機能を損なうおそれがない。 (以下、略)</p>	<p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項 ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (4) 放射性固体廃棄物 (ii) 放射性固体廃棄物の保管廃棄 ガラス固化体は、ガラス固化体貯蔵設備に保管廃棄する。 これ以外の放射性固体廃棄物を詰めたドラム缶又は角型容器は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する。 [ページ 512]</p>	<p>(添付書類七) 10. 運転保守 10.4 放射性廃棄物管理 また、放射性固体廃棄物の再処理施設内保管廃棄については、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。 [ページ 6-10-4]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(線量当量等の測定) 第101条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表46に定めるところにより測定する。 ただし、人の立ち入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。 2 放射線安全課長は、前項の測定より異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ、再処理施設的一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (o) 放射線管理施設 再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域を一時的に立ち入る者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室及びその他該当情報を伝達する必要がある場所以に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設ける設計とする。 [ページ 65, 66]</p>	<p>(添付書類七) 2. 再処理施設の放射線管理 2.2 管理区域の管理 2.2.4 線量当量率等の測定 放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び放射能測定設備により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。 また、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。 [ページ 7-2-8]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第8章 非常時の措置</p>			
<p>(通信連絡手順の整備) 第111条の2 技術課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ、再処理施設的一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (s) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。 再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。 また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。 再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。 また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム(E R S S)へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設</p>	<p>(添付書類六) 9. その他再処理設備の附属施設 9.17 通信連絡設備 9.17.1 設計基準対象の施設 9.17.1.6 手順等 通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。 (1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。 (2) 所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的な点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 (3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明				
	<p>備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p> <p>[ページ 69～71]</p>						
<p><u>(安全避難通路等)</u></p> <p><u>第111条の3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u></p> <p><u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>再処理施設は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置し、運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計するとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p>これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含める。</p> <p>[ページ 57, 58]</p>	<p>9. その他再処理設備の附属施設</p> <p>9.2 電気設備</p> <p>9.2.1 設計基準対象の施設</p> <p>9.2.1.2 設計方針</p> <p>(13) 再処理施設の安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、避難用照明として誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。</p> <p>また、誘導灯及び非常灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。</p> <p>(14) 再処理施設には、設計基準事故が発生した場合において用いる作業用の照明として、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>直流非常灯は非常用直流電源設備（非常用蓄電池）に接続し、蓄電池内蔵型照明は内蔵蓄電池を備えることにより、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準事故等において、想定外の警報発報により現場作業が必要となった場合及びそのアクセスルートについては、制御室に配備している可搬型照明を活用する。</p> <p>[ページ 6-9-9, 10]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>				
<p>別表2 確保する人員 (第24条関係)</p> <table border="1" data-bbox="172 1339 890 1627"> <tr> <td>統括当直長</td> <td>操作員</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>29名以上*<sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員*<sup>2</sup>を除いた人数とする。</td> </tr> </table> <p>*1：統括当直長の指揮下にある操作員であり、本章第2節に定める保安上特に管理を必要とする設備（適用される状態としない場合は除く）の操作について、第24条に基づく確認及び第121条に基づく保安教育を受けた者を含める。</p> <p>*2：(略)</p>	統括当直長	操作員	1名	29名以上* <sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員* <sup>2</sup> を除いた人数とする。	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>F. 資源の管理</p> <p>a. 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(a) 要員</p> <p>b. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>[ページ 766～767]</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>ハ. その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>5. 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じた定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>b. 運転訓練装置、実規模装置及び実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。</p> <p>[ページ 3-38]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
統括当直長	操作員						
1名	29名以上* <sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員* <sup>2</sup> を除いた人数とする。						
<p>別表3 巡視点検を行う設備等 (第25条関係)</p> <p>実施責任者：放射線管理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く） 放射線安全課長</p> <p>上記以外の設備等 統括当直長</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>e. 個別業務の管理</p> <p>(a) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.6 保守管理</p> <p>再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修（部品交換等の措置を含む。）に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>				



赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
設備等	巡視点検項目	個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 (イ) 再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (ロ) 手順書等が必要な際利用できる体制にあること。 (ハ) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (ニ) 監視測定のための設備が利用できる体制があり、かつ、当該設備を使用していること。 (ホ) H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。 [ページ 775]	処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。 [ページ 6-10-6]	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(5) (略)			
せん断処理施設及び溶解施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)			
分離施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)			
精製施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)			
脱硝施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)			
酸及び溶媒の回収施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)			
製品貯蔵施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)			
計測制御系統施設	(略)			
放射線管理施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)			
気体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)			
液体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)			
固体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(8) (略)			
電気設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)			
冷却水設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)			
圧縮空気設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)			
給水処理設備	(略)			
蒸気供給設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)			
分析設備	(略)			
建物* <sup>6</sup>	(略)			
* 1：別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」に係る判断のため、設備の運転状態、計器の指示等を確認する。ただし、同表に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。 * 2～* 6 (略)				

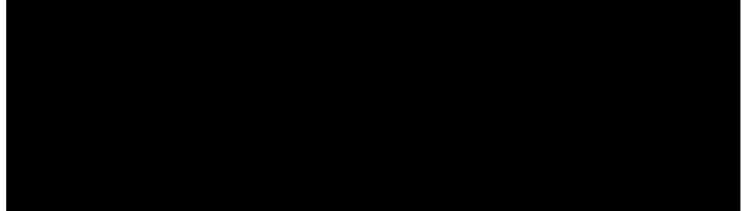
赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明										
別表7の2 初期消火活動に係る設備等 (第29条の2の2関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話*1</td> <td>1回線*2</td> <td rowspan="3">防災施設課長</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車*3</td> <td>1台*4</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：制御建屋中央制御室内に設置。            *2：点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。            *3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有する。            *4：点検又は故障の場合は、*3に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>		設備等	数量	担当課長	衛星電話*1	1回線*2	防災施設課長	化学消防自動車*3	1台*4	泡消火薬剤	1,500リットル以上	第29条の2の2に記載	第29条の2の2に記載	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
設備等	数量	担当課長												
衛星電話*1	1回線*2	防災施設課長												
化学消防自動車*3	1台*4													
泡消火薬剤	1,500リットル以上													
別表7の3 安全上重要な施設等及びその安全機能 (第30条の3関係) <p>1. 安全上重要な施設等及びその安全機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類及び安全機能</th> <th>安全上重要な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           (イ) 上記(イ)及び(ロ)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等             PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能)            体系の維持機能 (遮蔽機能) *            及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能)         </td> <td style="background-color: black; color: white; text-align: center;">(イ)</td> </tr> <tr> <td>           (ロ) 上記(ロ)のセル等を収納する構築物及びその換気系統             PS/体系の維持機能 (遮蔽機能) *            及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)            *上記(イ)及び(ロ)のうち核分裂生         </td> <td style="background-color: black; color: white; text-align: center;">(ロ)</td> </tr> </tbody> </table>		分類及び安全機能	安全上重要な施設	(イ) 上記(イ)及び(ロ)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等  PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能) * 及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能)	(イ)	(ロ) 上記(ロ)のセル等を収納する構築物及びその換気系統  PS/体系の維持機能 (遮蔽機能) * 及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能) *上記(イ)及び(ロ)のうち核分裂生	(ロ)	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設的一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	(添付書類六) 1.7 その他の設計方針 1.7.7 安全機能を有する施設的设计 1.7.7.2 安全上重要な施設の種類 安全機能を有する施設とは、再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器をいい、安全上重要な施設とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器をいう。 安全機能を有する施設のうち、下記の分類に属する施設を安全上重要な施設とする。 (1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器 (2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 (3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統 (4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等 (5) 上記(4)の換気系統 (6) 上記(4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統 (7) ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統 (8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源 (9) 熱的、化学的又は機械的制限値を維持するための系統及び機器 (10) 使用済燃料を貯蔵するための施設 (11) 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設 (12) 安全保護回路 (13) 排気筒 (14) 制御室等及びその換気系統 (15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ただし、その機能が喪失したとしても公衆及び従事者に過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らか場合は、安全上重要な施設から除外する。  1.7.7.3 安全機能を有する施設の選定 選定の具体化に当たっての主要な考え方を以下に示す。 (1) 再処理の工程の特徴は、放射性物質を使用済燃料集合体から開放(溶解)して処理するため、平常時は廃ガス処理設備を有した機器内(一次閉じ込め)で処理が進み、何らかの異常で機器から放射性物質が漏れ出た場合でも独立した換気設備を有したセル又はグローブボックス(二次閉じ込め)で閉じ込めることにより、可能な限り公衆はもとより、従事者への放射線影響を排除するよう設計する。さらに、二次閉じ込めが損傷するような事故に発展した場合に備え、独立した換気設備を有した建屋が三次閉じ込めの機能を果たすよう設計する。 (2) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(1)及び(2)については、プロセス設計を基に公衆影響の観点から、以下のように設定する。 a. プルトニウム溶液又は高レベル廃液を処理又は貯蔵する以下の主要な系統を安全上重要な施設とする。 (a) 溶解設備の溶解槽からウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の混合酸化物貯蔵容器まで	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。				
分類及び安全機能	安全上重要な施設													
(イ) 上記(イ)及び(ロ)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等  PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能) * 及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能)	(イ)													
(ロ) 上記(ロ)のセル等を収納する構築物及びその換気系統  PS/体系の維持機能 (遮蔽機能) * 及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能) *上記(イ)及び(ロ)のうち核分裂生	(ロ)													

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
成物の閉じ込めの観点から不可欠な機能を有する系統及び機器を収納する洞道のみ (備考)	(備考)		(b) 清澄・計量設備の清澄機から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉まで (c) 分離設備の抽出塔から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉まで b. その他の塔槽類 (一時貯留処理槽等) については、その閉じ込め機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合は安全上重要な施設とする。 (3) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(3), (5)及び(6)のオフガス処理系統及び換気系統については、気体廃棄物の主要な流れを構成している施設及びその閉じ込め機能を維持するために必要なしゃ断弁等で隔離できる範囲の施設を、放出経路の維持の観点で安全上重要な施設とする。また、これらの施設のうち、捕集・浄化機能又は排気機能を有する機器については、その機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合はそれぞれの機能維持の観点でも安全上重要な施設とする。 (7)の換気系統については、その閉じ込め機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合は安全上重要な施設とする。 (4) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(4)のセル及び(6)の洞道のうち、高レベル廃液の閉じ込め機能の観点で安全上重要な施設としたものは、しゃへい機能の観点でも安全上重要な施設とする。 (5) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(10)については、使用済燃料集合体等の遮蔽及び崩壊熱除去のために不可欠なプール水を保持する施設を安全上重要な施設とする。また、使用済燃料集合体及びバスケットの落下・転倒防止機能を有する施設については、その機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合は安全上重要な施設とする。 (6) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(11)については、高レベル放射性固体廃棄物の遮蔽及び崩壊熱除去の観点で不可欠な施設を安全上重要な施設とする。 (7) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(12)については、事業指定基準規則の要求事項を踏まえて、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の事象のうち、拡大防止対策又は影響緩和対策として期待する安全上重要な施設のインターロックである以下の15回路を安全保護回路とする。 a. 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 b. 精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路 c. 分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 d. 精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 e. 酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 f. 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断機処理施設のせん断機のせん断停止回路 g. 脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路 h. 分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路 i. 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路 j. 脱硝施設の焼炉炉ヒータ部温度高による加熱停止回路 k. 脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路 l. 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンプの閉止回路 (分離建屋) m. 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンプの閉止回路 (精製建屋) n. 固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路 o. 気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンプの閉止回路 (8) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(13)については、設計基準事故の評価において、不可欠な影響緩和機能を有する施設を安全上重要な施設とする。 (9) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(15)については、計測制御系統及び冷却水系統の他に、その施設が有する安全機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合は安全上重要な施設とする。 以上の考え方に基づき選定した安全上重要な施設を第1.7.7-1表に示す。また、第1.7.7-1表中には、各安全上重要な施設に要求される安全機能、第1.7.7-2表に示す安全機能の種類に従って記載する。 なお、下記(1)から(6)は、その機能が喪失したとしても公衆及び従事者に過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らかであることから、安全上重要な施設として選定しないが、これらの施設については、安全上重	
熱的、化学的又は放射制限値を維持するための系統及び機器 PS/体系の維持機能 (放射制限値 (寸法) の維持機能) PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能) MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (熱的、化学的又は放射制限値等の維持機能)	① 核的制限値 形状寸法管理の機器 各施設の臨界安全管理表寸法が記載されている機器  核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る計測制御設備 燃焼計測装置   <u>(削除)</u>   <u>(削除)</u>  脱硝施設に係る計測制御設備 粉末缶の重量確認により粉末缶吐出装置の起動条件信号を発するインターロック  <u>(削除)</u>			

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
			<p>要な施設への波及的影響防止及び旧申請書の設計を維持する観点から、安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とする。</p> <p>(1) 補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁 (2) 抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁 (3) 抽出塔供給溶剤液流量高による送液停止回路及び遮断弁 (4) 第1洗浄塔洗浄液密度高による工程停止回路及び遮断弁 (5) プルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報 (6) 注水槽 [ページ 6-1-414~419]</p> <p>第1.7.7-1表 安全上重要な施設 [ページ 6-1-427~437]</p> <p>第1.7.7-2表 安全上重要な施設に係る安全機能の分類 [ページ 6-1-438]</p>	
	<p>Ⓜ 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (可燃蒸気除去機能) 体系の維持機能 (遮断機能)</p> <p>PS/安全上必須なその他の機能 (落下・転倒防止機能)</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取出しピット 燃料戻置きピット 燃料貯蔵プール チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット 燃料移送水路 燃料送出しピット</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン バスケット仮置き架台</p>		
	<p>Ⓜ 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (可燃蒸気除去機能)</p> <p>PS/体系の維持機能 (遮断機能)</p>	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋の取替管及び通風管 第1ガラス固化機建屋の取替管及び通風管</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固じ機検査室の遮断設備 高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固じ機検査室の遮断設備 高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区画の遮断設備 第1ガラス固化機建屋の貯蔵区画の遮断設備 第1ガラス固化機建屋の受入れ室の遮断設備 第1ガラス固化機建屋床面走行クレーンの遮断設備</p>		

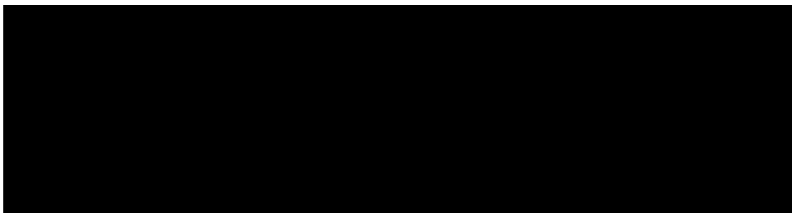

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
	第1 ガラス固化機棟建屋のトレンチ移送台車の遮断設備			
㊦ 安全保護系 MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的化学的、核的制限等の維持機能)				
MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ノースタム制限機能)	流下ガラスが秤重量値に達すると流下を停止するインターロックの信号回路			
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能)	還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロックの信号回路			
				
	焙焼炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロックの信号回路			
	還元炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロックの信号回路			
				
	固化セル隔離ダンパの信号回路			
㊦ 排気筒 MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路等の維持機能)	気体廃棄物の廃棄施設 主排気筒			
㊦ 制御室等及びその換気系統 MS/安全上必須なその他の機能	計測制御系統施設			




再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
(事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能) (*遮断機能は含まず)	中央制御室 制御建屋中央制御室換気設備			
④ その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統 冷却水系統等  PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能)又はMS/安全に係るプロセス量等の維持機能(核熱、化学的制限値等の維持機能)  PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(炉熱等の除去機能)	① 計測制御設備 別表9に定める安全上重要なインターロック等(上記⑨に該当するものを除く。)  別表17に定める漏れ検知装置等  ② 冷却設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設  プール水冷却系  <u>削除</u>    <u>削除</u>  気体廃棄物の貯蔵施設 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室からの排気系    安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉の流下 停止系までの冷却用空気を供給する配管			
<u>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(炉熱等の除去機能)</u> 又はMS/影響緩和機能に係る支援機能(燃料貯蔵プール等の水位)	<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</u> <u>補給水設備</u>			


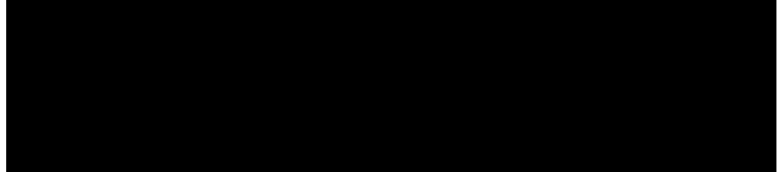
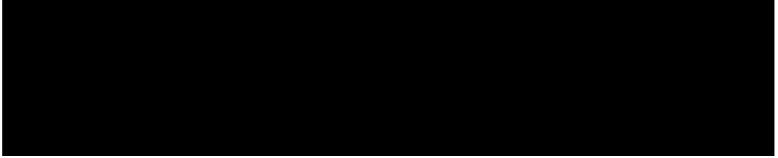
再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p><u>の維持機能</u></p> <p>PS/体系の維持機能 (<u>遮断機能</u>)</p>	<p>③ 上記④, ⑥, ⑪及び⑬以外で<u>遮断機能</u>を有する設備</p> <p>固体廃棄物の貯蔵施設</p> <p>低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>チャンネルボックス・パーパス・バイン処理建屋の貯蔵室の<u>遮断設備</u></p> <p>パル・エントピー貯蔵建屋の貯蔵プールの<u>遮断設備</u></p>		
<p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (帯電機能)</p>			
<p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)</p>	<p>⑤ 別表18に定める漏れい液受皿 (プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合精製設備を除く) から漏れい液を回収するための系統</p> <p>別表18に定める漏れい液を回収する系統</p>		
<p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)</p>	<p>⑥ 上記の安全保護系により保護動作を行う機器及び系統</p>  <p><u>流下ガラスが秤定重量値に達すると流下を停止するインターロック</u></p>		
<p><u>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能)</u></p>	<p><u>還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロック</u></p>  <p><u>固化セル隔離タンク</u></p>		
<p>MS/安全上必要なその他の機能 (事故時の放射性物質の放出量の監視機能)</p>	<p>⑦ 主排気筒ガスモニタ</p>		

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
PS, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑧ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記⑧、⑨及び⑩項目機の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管			
PS, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑨ 上記⑧、⑥及び⑩項目機の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設  高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 吸引塔の純水供給系 廃ガス洗浄器、吸引塔及び凝縮器の安全冷水系  高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 セル内クーラ 固化セル隔離ダンパ			
PS/安全上必須なその他の機能 (落下・転倒防止機能)	⑩ 高レベル廃液ガラス固化設備 固化セル移送台車			
<b>2. 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設</b>				
<u>分類及び安全機能</u>	<u>安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設</u>			
<u>安全に係るプロセス量等の維持機能</u>	<u>別表9 2. に定めるインターロック等</u> 			
別表9 <u>保安上特に管理を必要とする</u> インターロック等 (第32条関係)				
<b>1. 安全上重要なインターロック等</b>				
保安上特に管理を必要とする設備	安全上重要なインターロック等	設定値	(略)	設備に求められる状態
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
左記の状態を満足していないと判断した場合の措置				
条件				
要求される措置				
(略)				
四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法		A. 再処理施設の位置、構造及び設備		(添付書類六) 10. 運転保守 10.3 運転管理 再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り検討を行い、これを運転の要領に反映させる。 [ページ 6-10-3]
ロ. 再処理施設の一般構造		(7) その他の主要な構造		
(g) 安全機能を有する施設		(イ) 安全機能を有する施設的设计方針		
安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。以下の設計を満足するものとする。		1) 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安		
左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。				



再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所								事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
(削除)	(削除)							全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。 [ページ 58～59]	第1.7.7-3表安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に係る施設の管理 [ページ 6-1-439]	
	(削除)									
	(削除)									
	(削除)									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
分配設備										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
ブルトニウム精製設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
ウラン・ブルトニウム混合脱硝設備	還元ガス受槽水素濃度高により還元炉への還元ガスの供給を停止するインターロック	(略)	(略)	(略)	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合*4	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
高レベル廃液ガラス固化設備										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
安全冷却水系 (使用済燃料の受入れ及び貯蔵用)	安全冷却水系膨張槽液位低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	(略)	(略)	(略)	2系列*3が動作可能であること。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(削除)										

\*3：この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びブルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することであり、「せん断及び溶解施設、分離施設、精製施設 (ウラン精製設備又はブルトニウム精製設備) 又は脱硝施設 (ウラン脱硝設備又はウラン・ブルトニウム脱硝設備) における再処理」とは、各々の施設 (各々の設備) において使用済燃料からウラン又はブルトニウム (分離施設においてはブルトニウム) を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。

\*4：(略)

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所				事業指定 (本文)			事業指定 (添付書類)	説明																	
<p>* 5 : (略)</p> <p>* 6 : (略)</p> <p>(略)</p> <p>2. 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持するインターロック等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安上特に 管理を必要 とする設備</th> <th rowspan="2">安全上重要な インターロ ック等</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用され る状態</th> <th rowspan="2">設備に求 められる 状態</th> <th colspan="3">左記の状態を満足していないと判断した場合の措置</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				保安上特に 管理を必要 とする設備	安全上重要な インターロ ック等	設定値	適用され る状態	設備に求 められる 状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置			条 件	要求される措置	完了時間	分離設備										
保安上特に 管理を必要 とする設備	安全上重要な インターロ ック等	設定値	適用され る状態						設備に求 められる 状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置															
				条 件	要求される措置	完了時間																			
分離設備																									

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明						
<p>ブルトニウム精製設備</p> <p style="color: red;">* 7 : 第 49 条第 1 項に基づく流量設定値。</p>									
<p>別表 29 受け入れる使用済燃料の種類 (第64条関係)</p> <table border="1" data-bbox="172 1339 1323 1606"> <tr> <td>濃縮度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・UPrのうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	濃縮度	(略)	冷却期間	再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・UPrのうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。	(略)		<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力</p> <p>(i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類</p> <p>(b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・UPrのうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。 [ページ 130]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>3. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設</p> <p>3.1 設計基準対象の施設</p> <p>3.1.1 概要</p> <p>使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。</p> <p>使用済燃料の受入施設は、キャスクの受入れ及びキャスクからの使用済燃料集合体の取出しを行う使用済燃料受入設備である。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料集合体を再処理するまでの期間の貯蔵及びせん断処理施設への送出しを行う使用済燃料貯蔵設備である。</p> <p>使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設で受け入れる使用済燃料は、BWR及びPWRの使用済ウラン燃料集合体であって、以下の仕様を満たすものである。</p> <p>照射前燃料最高濃縮度：5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの期間：4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・UPrのうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。 [ページ 6-3-1]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
濃縮度	(略)								
冷却期間	再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・UPrのうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。								
(略)									

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所		事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明																																				
別表 39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値 (第86条関係) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td style="text-align: center;"><u>9.7 × 10<sup>15</sup></u></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td style="text-align: center;">4.3 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td style="text-align: center;"><u>1.0 × 10<sup>11</sup></u></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td style="text-align: center;"><u>3.6 × 10<sup>9</sup></u></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td style="text-align: center;"><u>9.5 × 10<sup>10</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>		核 種	放出管理目標値 (Bq/年)	H-3	<u>9.7 × 10<sup>15</sup></u>	I-129	4.3 × 10 <sup>10</sup>	I-131	<u>1.0 × 10<sup>11</sup></u>	その他核種		アルファ線を放出する核種	<u>3.6 × 10<sup>9</sup></u>	アルファ線を放出しない核種	<u>9.5 × 10<sup>10</sup></u>	七、再処理施設における放射線の管理に関する事項 ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (3) 放射性液体廃棄物 (ii) 放射性液体廃棄物の放出管理目標値 放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液中の放射性物質の濃度を測定して放出量を算出し、放射性物質の海洋放出に起因する線量が「線量告示」に定められた線量限度を超えないようにするとともに、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を以下のように設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値は、「三、A. 再処理を行う使用済燃料の種類」に基づく使用済燃料の仕様のうち、冷却期間については、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年として設定する。 放出管理目標値 トリチウム 9.7×10 <sup>15</sup> Bq/y よう素-129 4.3×10 <sup>10</sup> Bq/y よう素-131 1.0×10 <sup>11</sup> Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出する核種 3.6×10 <sup>9</sup> Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出しない核種 9.5×10 <sup>10</sup> Bq/y [ページ 511, 512]	(添付書類七) 4. 放射性廃棄物処理 4.3 液体廃棄物処理 4.3.3 放出管理 液体廃棄物の放出に際しては、廃液中の放射性物質の濃度を測定して放出量を算出し、放射性物質の海洋放出に起因する線量が「線量告示」(第八条)に定められた線量限度を超えないようにするとともに、液体廃棄物の放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値は、「三、再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力」の「A. 再処理を行う使用済燃料の種類」に基づく使用済燃料の仕様のうち、冷却期間については、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年として設定する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H - 3</td> <td style="text-align: center;">9.7×10<sup>15</sup></td> </tr> <tr> <td>I - 129</td> <td style="text-align: center;">4.3×10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I - 131</td> <td style="text-align: center;">1.0×10<sup>11</sup></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td style="text-align: center;">3.6×10<sup>9</sup></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td style="text-align: center;">9.5×10<sup>10</sup></td> </tr> </tbody> </table>	核 種	放出管理目標値 (Bq/y)	H - 3	9.7×10 <sup>15</sup>	I - 129	4.3×10 <sup>10</sup>	I - 131	1.0×10 <sup>11</sup>	その他核種		アルファ線を放出する核種	3.6×10 <sup>9</sup>	アルファ線を放出しない核種	9.5×10 <sup>10</sup>	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。								
核 種	放出管理目標値 (Bq/年)																																							
H-3	<u>9.7 × 10<sup>15</sup></u>																																							
I-129	4.3 × 10 <sup>10</sup>																																							
I-131	<u>1.0 × 10<sup>11</sup></u>																																							
その他核種																																								
アルファ線を放出する核種	<u>3.6 × 10<sup>9</sup></u>																																							
アルファ線を放出しない核種	<u>9.5 × 10<sup>10</sup></u>																																							
核 種	放出管理目標値 (Bq/y)																																							
H - 3	9.7×10 <sup>15</sup>																																							
I - 129	4.3×10 <sup>10</sup>																																							
I - 131	1.0×10 <sup>11</sup>																																							
その他核種																																								
アルファ線を放出する核種	3.6×10 <sup>9</sup>																																							
アルファ線を放出しない核種	9.5×10 <sup>10</sup>																																							
別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値 (第88条関係) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Kr-85</td> <td style="text-align: center;"><u>1.6 × 10<sup>17</sup></u></td> </tr> <tr> <td>H-3</td> <td style="text-align: center;"><u>1.0 × 10<sup>15</sup></u></td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td style="text-align: center;"><u>5.1 × 10<sup>13</sup></u></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td style="text-align: center;">1.1 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td style="text-align: center;"><u>1.0 × 10<sup>10</sup></u></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td style="text-align: center;"><u>3.1 × 10<sup>8</sup></u></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td style="text-align: center;"><u>7.5 × 10<sup>9</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>		核 種	放出管理目標値 (Bq/年)	Kr-85	<u>1.6 × 10<sup>17</sup></u>	H-3	<u>1.0 × 10<sup>15</sup></u>	C-14	<u>5.1 × 10<sup>13</sup></u>	I-129	1.1 × 10 <sup>10</sup>	I-131	<u>1.0 × 10<sup>10</sup></u>	その他核種		アルファ線を放出する核種	<u>3.1 × 10<sup>8</sup></u>	アルファ線を放出しない核種	<u>7.5 × 10<sup>9</sup></u>	七、再処理施設における放射線の管理に関する事項 ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (2) 放射性気体廃棄物 (ii) 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 放射性気体廃棄物の放出に当たっては、主排気筒、北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する放射性物質を測定し、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた周辺監視区域外における線量限度及び空気中の放射性物質の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を以下のように設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値は、「三、A. 再処理を行う使用済燃料の種類」に基づく使用済燃料の仕様のうち、冷却期間については、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年として設定する。 放出管理目標値 クリプトン-85 1.6×10 <sup>17</sup> Bq/y トリチウム 1.0×10 <sup>15</sup> Bq/y 炭素-14 5.1×10 <sup>13</sup> Bq/y よう素-129 1.1×10 <sup>10</sup> Bq/y よう素-131 1.0×10 <sup>10</sup> Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出する核種 3.1×10 <sup>8</sup> Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出しない核種 7.5×10 <sup>9</sup> Bq/y [ページ 510, 511]	(添付書類七) 4. 放射性廃棄物処理 4.2 気体廃棄物処理 4.2.3 放出管理 気体廃棄物の放出に当たっては、主排気筒、北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する放射性物質を測定し、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の濃度が「線量告示」(第二条及び第八条)に定められた周辺監視区域外における線量限度及び空気中の放射性物質の濃度限度を超えないようにするとともに、気体廃棄物の放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値は、「三、再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力」の「A. 再処理を行う使用済燃料の種類」に基づく使用済燃料の仕様のうち、冷却期間については、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年として設定する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Kr - 85</td> <td style="text-align: center;">1.6×10<sup>17</sup></td> </tr> <tr> <td>H - 3</td> <td style="text-align: center;">1.0×10<sup>15</sup></td> </tr> <tr> <td>C - 14</td> <td style="text-align: center;">5.1×10<sup>13</sup></td> </tr> <tr> <td>I - 129</td> <td style="text-align: center;">1.1×10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I - 131</td> <td style="text-align: center;">1.0×10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td style="text-align: center;">3.1×10<sup>8</sup></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td style="text-align: center;">7.5×10<sup>9</sup></td> </tr> </tbody> </table>	核 種	放出管理目標値 (Bq/y)	Kr - 85	1.6×10 <sup>17</sup>	H - 3	1.0×10 <sup>15</sup>	C - 14	5.1×10 <sup>13</sup>	I - 129	1.1×10 <sup>10</sup>	I - 131	1.0×10 <sup>10</sup>	その他核種		アルファ線を放出する核種	3.1×10 <sup>8</sup>	アルファ線を放出しない核種	7.5×10 <sup>9</sup>	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
核 種	放出管理目標値 (Bq/年)																																							
Kr-85	<u>1.6 × 10<sup>17</sup></u>																																							
H-3	<u>1.0 × 10<sup>15</sup></u>																																							
C-14	<u>5.1 × 10<sup>13</sup></u>																																							
I-129	1.1 × 10 <sup>10</sup>																																							
I-131	<u>1.0 × 10<sup>10</sup></u>																																							
その他核種																																								
アルファ線を放出する核種	<u>3.1 × 10<sup>8</sup></u>																																							
アルファ線を放出しない核種	<u>7.5 × 10<sup>9</sup></u>																																							
核 種	放出管理目標値 (Bq/y)																																							
Kr - 85	1.6×10 <sup>17</sup>																																							
H - 3	1.0×10 <sup>15</sup>																																							
C - 14	5.1×10 <sup>13</sup>																																							
I - 129	1.1×10 <sup>10</sup>																																							
I - 131	1.0×10 <sup>10</sup>																																							
その他核種																																								
アルファ線を放出する核種	3.1×10 <sup>8</sup>																																							
アルファ線を放出しない核種	7.5×10 <sup>9</sup>																																							
<p style="text-align: center;"><u>添付 1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応</u>  <u>並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>  <u>(第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関係)</u></p> <p>1. 火災  <u>防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作</u></p>		四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ、再処理施設的一般構造 (4) 火災及び爆発の防止に関する構造 (i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。 (a) 基本事項	(添付書類六) 1.5 火災及び爆発の防止に関する設計 1.5.1 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計 1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針 (6) 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防	左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。																																				

<p><b>赤字箇所</b>：保安規定変更箇所</p> <p><b>青字箇所</b>：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所</p> <p><b>緑字箇所</b>：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所</p>
--

**再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表**

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p><u>成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>1. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p>(3) <u>事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</u></p> <p><u>a. 火災予防活動に関する要員</u></p> <p><u>各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</u></p> <p><u>b. 初期消火要員</u></p> <p><u>通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</u></p> <p><u>c. 自衛消防隊</u></p> <p>(a) <u>火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</u></p> <p>(b) <u>自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</u></p> <p>(c) <u>消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</u></p> <p><u>1. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>防災業務課長及び運転部長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(1) <u>火災防護教育</u></p> <p><u>防災業務課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p>a. <u>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</u></p> <p>b. <u>外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</u></p> <p>(2) <u>自衛消防隊による総合訓練</u></p> <p><u>防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p>(3) <u>操作員に対する教育訓練</u></p> <p><u>運転部長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</u></p> <p>a. <u>再処理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安全機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</u></p> <p>(a) <u>火災及び爆発から防護すべき安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等（「放射性物質貯蔵等の機器等」とは、安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたものをいう。）</u></p> <p>(b) <u>火災及び爆発の発生防止対策</u></p> <p>(c) <u>火災感知設備</u></p> <p>(d) <u>消火設備</u></p> <p>(e) <u>火災及び爆発の影響軽減対策</u></p> <p>(f) <u>火災影響評価</u></p> <p>b. <u>再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</u></p> <p>(4) <u>消防訓練</u></p>	<p>(イ) <u>安全上重要な施設</u></p> <p>再処理施設は、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的には、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安全機能を有する機器等」という。）を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ロ) <u>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器</u></p> <p>安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「(イ) 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ハ) <u>その他の安全機能を有する施設</u></p> <p>「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消防火、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に付した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ニ) <u>火災区域及び火災区画の設定</u></p> <p>安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。</p> <p>再処理施設における火災防護対策に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として再処理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ホ) <u>火災防護上の最重要設備</u></p> <p>安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し最も重要な以下の設備を火災防護上の最重要設備として選定し、系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</li> <li>2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</li> <li>3) 安全圧縮空気系</li> <li>4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</li> </ol> <p>(ヘ) <u>火災防護計画</u></p> <p>再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める</p>	<p>止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p> <p>その他の再処理施設については、消防火、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に付した火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>火災防護計画の策定に当たっては、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。</li> <li>b. 安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化（各責任者と権限）、火災防護計画を遂行するための組織の明確化（各責任者と権限）、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施について定める。</li> <li>c. 安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。</li> <li>d. 火災防護計画は、再処理施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 事業指定基準規則の第五条に基づく c. で示す対策</li> <li>(b) 事業指定基準規則の第二十九条に基づく火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の対策並びに重大事故等対処施設の火災及び爆発により安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに重大事故等対処施設の安全性が損なわれないための火災防護対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備、その他再処理施設については、設備等に付した火災防護対策</li> </ul> </li> <li>(c) 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の爆発、再処理施設敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発から安全機能を有する施設を防護する対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、原子力災害に至る火災発生時の対処、原子力災害と同時に発生する火災発生時の対処、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> <p>なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、消防火、建築基準法に基づき火災防護対策を実施する。</p> <p>(d) 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的実施することを定める。</p> <p>(e) 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改善を行うことによって、継続的な改善を図っていくことを定め、火災防護審査基準への適合性を確認することを定める。</p> <p>(f) 火災防護計画は、再処理事業所再処理施設の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づく文書として制定する。</p> <p>(g) 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持ち込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練などに必要な要領については、各関連文書に必要な事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。</p> <p>[ページ 6-1-131~134]</p>	

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明																																																							
<p>防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p><u>1. 3 資機材の配備</u></p> <p>防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</p> <p><u>1. 4 手順の整備</u></p> <p>(1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</p> <p>b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</p> <p>c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づく設備に応じた火災防護対策を行うこと</p> <p>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項</p> <p>(2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 火災が発生していない平常時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</p> <p>(b) 統括当直長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認する。消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</p> <p>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災発生時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>(b) 統括当直長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>c. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、火災感知器より火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>(b) 統括当直長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</p> <p>統括当直長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>e. 消火活動</p> <p>各職位は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>f. 防火監視</p> <p>統括当直長は、可燃物の積み込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</p> <p>g. 可燃物の積み込みと保管</p> <p>各職位は、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する積み込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</p> <p>h. 可燃性又は難燃性の雑固体の一時集積及び保管時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</p> <p>統括当直長及び各課長は、再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p>	<p>とともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p> <p>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>〔ページ 14～17〕</p> <p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(c) 火災の感知 消火</p> <p>(イ) 早期の火災感知及び消火</p> <p>2) 消火設備</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>〔ページ 22〕</p>	<p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.5.1 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.5.1.3 火災の感知、消火</p> <p>1.5.1.3.2 消火設備</p> <p>(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>〔ページ 6-1-167〕</p> <p>1.5.1.6 体制</p> <p>火災及び爆発の発生時において再処理施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び消火活動のための消火専門隊の要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。自衛消防隊の体制を第1.5-1図に示す。再処理施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。</p> <p>〔ページ 6-1-193〕</p> <table border="1" data-bbox="1923 1119 2516 1501"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> <td>総括班</td> <td>事務局、公設消防対応</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、統括</td> <td>総務班</td> <td>避難誘導、社員の安否確認</td> </tr> <tr> <td>本部付要員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> <td>厚生班</td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>救護班</td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資材班</td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広報班</td> <td>報道機関・渉外対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火班</td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転管理班</td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設備応急班</td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理班</td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.5-1図 自衛消防隊組織図</p> <p>〔ページ 6-1-240〕</p> <p>1.5.1.7 手順</p> <p>再処理施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、再処理施設の安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。</p> <p>このうち、火災防護対策を実施するために必要なものを以下に示す。</p> <p>(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に行う。</p> <p>a. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感</p>	組織	構成	任務	組織	任務	消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安否確認	本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保				救護班	救助活動、医療機関への搬送				資材班	応急機材の手配				広報班	報道機関・渉外対応				消火班	消火活動、救助活動				運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置				設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施				放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務	組織	任務																																																						
消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応																																																						
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安否確認																																																						
本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保																																																						
			救護班	救助活動、医療機関への搬送																																																						
			資材班	応急機材の手配																																																						
			広報班	報道機関・渉外対応																																																						
			消火班	消火活動、救助活動																																																						
			運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置																																																						
			設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																																						
			放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																																						

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定\*と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p><u>i. 火気作業</u></p> <p><u>各職位は、再処理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</u></p> <p><u>(a) 火気作業前の計画作成</u></p> <p><u>(b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</u></p> <p><u>(c) 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)</u></p> <p><u>(d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</u></p> <p><u>(e) 火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等)</u></p> <p><u>(f) 仮設ケーブル (電工ドラムを含む。)の使用制限</u></p> <p><u>(g) 火気作業に関する教育</u></p> <p><u>j. 化学薬品の取扱い及び保管</u></p> <p><u>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</u></p> <p><u>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</u></p> <p><u>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</u></p> <p><u>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</u></p> <p><u>m. 消火活動に必要な設備の設置</u></p> <p><u>防災施設課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を設置する。</u></p> <p><u>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</u></p> <p><u>各職位は、設計対処施設 (外部火災から防護する施設 (以下「外部火災防護対象施設」という。)を収納する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設が該当する。)及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</u></p> <p><u>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</u></p> <p><u>(a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。</u></p> <p><u>(b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。</u></p> <p><u>(c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。</u></p> <p><u>p. 外部火災に対する消火活動</u></p> <p><u>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</u></p> <p><u>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</u></p> <p><u>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</u></p> <p><u>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</u></p> <p><u>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</u></p> <p><u>s. 再処理停止等の措置</u></p> <p><u>(a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</u></p> <p><u>(b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</u></p> <p><u>1. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</u></p>		<p>知設備に異常がないことを確認する。</p> <p>b. 消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。</p> <p>(2) 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の作動状況を確認する。</p> <p>b. 自動消火設備の作動後は、消火状況の確認、運転状況の確認等を行う。</p> <p>(3) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>b. 消火活動が困難な場合は、当直 (運転員) の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>(4) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器及び高感度煙感知器により火災を検知し、火災を確認した場合は、常駐する当直 (運転員) により制御室内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>(5) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。</p> <p>(6) 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>(7) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>(8) 可燃性物質の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。</p> <p>(9) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(10) 再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(11) 火災及び爆発の発生を防止するために、再処理施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>a. 火気作業前の計画策定</p> <p>b. 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p> <p>c. 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)</p> <p>d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>e. 火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等)</p> <p>f. 仮設ケーブル (電工ドラム含む。)の使用制限</p> <p>g. 火気作業に関する教育</p> <p>(12) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(13) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切に保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。</p> <p>(14) 火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(15) 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。</p> <p>(16) 火災区域及び火災区画の変更並びに設備改造及び増設を行う場合は、内部火災影響評価への影響を確認し、評価結果に影響がある場合は、再処理施設内の火災及び爆発によっても、多重化した安全上重要な施設の安全機能が同時に喪失することにより、再処理施設の安全機能に影響を及ぼさないよう設計変更及び管理を行う。</p>	

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明																																		
<p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職立と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(ロ) 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、再処理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度（9,128kW/m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発、敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災については、対象航空機が安全機能を有する施設を収納する建屋等の直近に墜落する火災を想定し、火災からの輻射強度の影響により、建屋外壁等の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。また、熱影響により安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆又は遮熱板等の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで、安全機能を有する施設の</p>	<p>(17) 火災区域又は火災区画の隔壁等の設計変更に当たっては、再処理施設内の火災及び爆発によっても、最重要設備の作動が要求される場合には、火災及び爆発による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、再処理施設の安全機能が確保できることを火災影響評価により確認する。</p> <p>(18) 当直（運転員）に対して、再処理施設内に設置する安重機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的実施する。</p> <p>a. 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>b. 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等</p> <p>c. 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>d. 火災感知設備</p> <p>e. 消火設備</p> <p>f. 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>g. 火災影響評価</p> <p>(19) 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び当直（運転員）による消火活動の訓練を定期的実施する。</p> <p>[ページ 6-1-193~198]</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.11 外部火災防護に関する設計</p> <p>1.7.11.8 消火体制</p> <p>外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、再処理施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班より事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火班のうち消火専門家は敷地内に常駐する運用とする。自衛消防隊組織図を、第1.7.11-6図に示す。</p> <p>[ページ 6-1-64]</p> <div data-bbox="1905 1092 2528 1470"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、統括</td> </tr> <tr> <td>本部門要員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> </tr> </tbody> </table>   <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>事務局、公設消防対応</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>避難誘導、社員の安否確認</td> </tr> <tr> <td>厚生班</td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td>資材班</td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>報道機関・渉外対応</td> </tr> <tr> <td>消火班</td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td>運転管理班</td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td>設備応急班</td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1.7.11-6 図 自衛消防隊組織図</p> </div> <p>[ページ 6-1-658]</p> <p>1.7.11.9 火災防護計画を策定するための方針</p> <p>外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。</p> <p>(1) 外部火災に対する消火設備の選定方針、設置目的及び運用方法</p> <p>(2) 外部火災に対する消火活動を実施するための消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車の配備</p> <p>(3) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順</p> <p>(4) 初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火災時の装備</p> <p>(5) 再処理施設が影響を受けるおそれがある場合の工程停止等の措置</p> <p>(6) 計画を遂行するための体制の整備（責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保に係る事項を含む）並びに教育及び訓練</p> <p>(7) 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順</p>	組織	構成	任務	消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	本部門要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	組織	任務	総括班	事務局、公設消防対応	総務班	避難誘導、社員の安否確認	厚生班	食料、水及び被服の確保	救護班	救助活動、医療機関への搬送	資材班	応急機材の手配	広報班	報道機関・渉外対応	消火班	消火活動、救助活動	運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置	設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施	放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務																																			
消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督																																			
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括																																			
本部門要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行																																			
組織	任務																																				
総括班	事務局、公設消防対応																																				
総務班	避難誘導、社員の安否確認																																				
厚生班	食料、水及び被服の確保																																				
救護班	救助活動、医療機関への搬送																																				
資材班	応急機材の手配																																				
広報班	報道機関・渉外対応																																				
消火班	消火活動、救助活動																																				
運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置																																				
設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																				
放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																				



赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
	<p>安全機能を損なわない設計とする。また、有毒ガスによる影響については、運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし、居住性に影響を及ぼさない設計とする。          [ページ 45, 46]</p>	<p>(8) 外部火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備          [ページ 6-1-642]</p> <p>1. 7. 11. 10 手順等          外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。          以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。</p> <p>(1) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。          (2) 設計対応施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。          (3) 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する手順を整備する。また、対策に必要な資機材を整備する。          (4) 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が実施する手順を整備する。また、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車、化学粉末消火車及びその他資機材の配備を実施する。          (5) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る手順を整備する。          (6) 外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する手順を整備する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する手順を整備する。          (7) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。          (8) 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する手順を定める。          (9) 外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する手順を定める。          (10) 敷地内の外部火災が発生した場合は、再処理施設の工程停止等の措置を講ずる手順を整備する。また、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には工程停止等の措置を講ずる手順を整備する。さらに、必要に応じて運転員が消火活動の支援を行えるよう、手順を整備する。          [ページ 6-1-643, 644]</p>	
<p><u>2. 溢水</u></p> <p><u>技術課長は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>2. 1 要員の配置</u></p> <p><u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>2. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、溢水対応全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(2) 防災業務課長は、初期消火要員及び自衛消防隊の消火班に対して、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(3) 運転部長は、操作員に対して、溢水発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(c) 溢水による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設が溢水の影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、溢水に対して安全機能を損なわない方針とする。</p> <p>ここで、安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される溢水に対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するため必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重又は多様性を有する設備が同時この安全機能を損なわない設計）とする。          [ページ 54]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1. 7 その他の設計方針</p> <p>1. 7. 15 溢水防護に関する設計</p> <p>1. 7. 15. 6 溢水防護対象設備を防護するための設計方針</p> <p>1. 7. 15. 6. 8 手順等</p> <p>溢水影響評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>(2) 配管の想定破損評価による溢水が発生する場合及び基準地震動による地震力により、耐震B、Cクラスの機器が破損し、溢水が発生する場合には、現場等を確認する手順を定める。</p> <p>(3) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価の条件としている床面積に見直しがある場合は、あらかじめ定められた手順により溢水影響評価への影響確認を行う。</p> <p>(4) 防水扉及び水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p><u>2. 3 資機材の配備</u> 各職位は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p><u>2. 4 手順の整備</u> (1) 各職位は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 継続的な肉厚管理 保修担当課長は、溢水による損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。 b. 溢水発生時の現場等の確認 統括当直長は、配管の想定破損による溢水、地震力による溢水及びその他溢水が発生した場合においては、現場等を確認する。 c. 溢水発生後の排水作業 統括当直長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。</p> <p><u>2. 5 定期的な評価</u> (1) 各職位は、2. 1から2. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、2. 1から2. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p><u>2. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u> 工場長は、溢水の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用溶剤の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法        A. 再処理施設の位置、構造及び設備        ロ. 再処理施設の一般構造        (7) その他の主要な構造        (i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止        (d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止        安全機能を有する施設は、再処理施設内が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない方針とする。        ここで、安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に、漏えいした化学薬品の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。        [ページ 55]</p>	<p>(5) 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるため、消火活動における運用及び留意事項を火災防護計画に定める。        (6) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定める。        [ページ 6-1-720]</p> <p>1. 7. 16 化学薬品の漏えい 防護に関する設計        1. 7. 16. 7 化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針        1. 7. 16. 7. 8 手順等        化学薬品の漏えい 影響評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。        (1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。        (2) 配管の想定破損評価による化学薬品の漏えいが発生する場合及び基準地震動による地震力により、耐震B、Cクラスの機器が破損し、化学薬品の漏えいが発生する場合には、現場等を確認する手順を定める。        (3) 化学薬品防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価の条件としている床面確認に見直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により化学薬品の漏えい 影響評価への影響確認を行う。        (4) 防水扉及び水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。        (5) 化学薬品の漏えい 発生後の回収等に関する手順を定める。        [ページ 6-1-747, 748]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>3 化学薬品漏えい</u> 技術課長は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><u>3. 1 要員の配置</u> 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p><u>3. 2 教育訓練の実施</u> (1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、化学薬品漏えい対応全般（評価内容並びに化学薬品漏えい経路、防護すべき設備、水密扉及び喫煙の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 運転部長は、操作員に対して、化学薬品漏えい発生時の操作、作業リスクに応じた保護具の装着等操作員の安全確保に係る対応等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p><u>3. 3 資機材の配備</u> 各職位は、化学薬品漏えい発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p><u>3. 4 手順の整備</u> (1) 各職位は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 継続的な肉厚管理 保修担当課長は、化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。 b. 化学薬品漏えい発生時の現場等の確認 統括当直長は、配管の想定破損による化学薬品漏えい、地震力による化学薬品漏えい及びその他の化学薬品漏えいが発生した場合においては、現場等を確認する。</p>			

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p><u>c. 化学薬品漏えい発生後の回収</u>  <u>統括当直長は、化学薬品漏えいが発生した場合、回収等を行う。</u></p> <p><u>3. 5 定期的な評価</u>  <u>(1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u>  <u>(2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>3. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u>  <u>工場長は、化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>			
<p><u>4 火山活動のモニタリング等</u>  <u>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>4. 1 要員の配置</u>  <u>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>4. 2 教育訓練の実施</u>  <u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的の実施する。</u></p> <p><u>4. 3 手順の整備</u>  <u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u>  <u>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u>  <u>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u>  <u>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</u>  <u>(a) 対象火山の選定</u>  <u>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</u>  <u>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</u>  <u>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</u>  <u>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</u>  <u>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</u>  <u>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</u></p> <p><u>4. 4 定期的な評価</u>  <u>(1) 土木建築技術課長は、4. 1から4. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</u>  <u>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u>  <u>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル</u></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法    A. 再処理施設の位置、構造及び設備    ロ. 再処理施設の一般構造    (7) その他の主要な構造    (i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止    (a) 外部からの衝撃による損傷    (ホ) 火山の影響    安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</li> <li>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</li> <li>3) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</li> <li>4) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難い設計とすること</li> <li>5) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>6) 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>7) 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</li> <li>8) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</li> </ol> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が維持できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。    [ページ 48, 49]</p>	<p>(添付書類六)    1.7 その他の設計方針    1.7.13 火山事象に関する設計    1.7.13.1 火山事象に関する設計方針    十和田及び八甲田山は、再処理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、UO<sub>3</sub>及びMOX粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う方針とする。    [ページ 6-1-673]</p> <p>1.7.13.8 火山の状態に応じた対処方針    十和田及び八甲田山は、再処理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。    対処に当たっては、火山影響等発生時において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。    主な対処例を以下に示す。    (1) 換気設備の風量の低減措置、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置及び外気の取り込みの停止    (2) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設に堆積した降下火砕物等の除去    (3) 使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止    (4) 工程内の核燃料物質はUO<sub>3</sub>粉末及びMOX粉末とし貯蔵並びに高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵    [ページ 6-1-693]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p><u>廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</u></p>			
<p><u>5 火山影響等及び降雪発生時</u></p> <p><u>技術課長は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1から5. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>5. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。また、統括当直長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</u></p> <p><u>5. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>各職位は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>(2) <u>運転部長は、操作員に対して、火山影響等及び降雪発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>(3) <u>管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練並びに火山事象及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>(4) <u>各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p><u>5. 3 資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、降下火砕物及び積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。</u></p> <p><u>5. 4 手順の整備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 降下火砕物の侵入防止</u></p> <p>(a) <u>統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物から防護する施設（安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器が対象であり、以下「降下火砕物防護対象施設」という。）を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</u></p> <p>(b) <u>統括当直長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</u></p> <p><u>b. 降下火砕物及び積雪の除去作業</u></p> <p>(a) <u>管理担当課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じフィルタの清掃又は交換を実施する。</u></p> <p>(b) <u>統括当直長は、降灰後は設計対処施設（降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流れとなる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設が該当する。）への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</u></p> <p><u>また、上記以外の降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に実施する。</u></p> <p><u>c. 制御建屋中央制御室の居住性確保に関する対策</u></p> <p>(a) <u>統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講じる。</u></p> <p>(b) <u>安全ユーティリティ課長は、降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合</u></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷</p> <p>(ホ) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>4) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難い設計とすること</p> <p>5) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>6) 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること</p> <p>7) 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>8) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>[ページ 48, 49]</p> <p>八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態となることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ハ、重大事故に至るおそれがある事故等の程度及び影響の評価を行う</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.13 火山事象に関する設計</p> <p>1.7.13.6 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針</p> <p>1.7.13.6 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行うための計画を策定する。</p> <p>(2) 要員の確保</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を実施するために必要な要員を確保する。</p> <p>(3) 教育及び訓練</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を確実に実施するための教育及び訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(4) 資機材の配備</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動に必要な資機材を配備する。</p> <p>(5) 体制の整備</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動に必要な体制を整備する。</p> <p>(6) 定期的な評価</p> <p>降下火砕物による火山影響評価に変更がないか定期的に確認し、変更が生じている場合は火山影響評価を行う。火山影響評価の結果、変更がある場合はそれぞれの措置の評価を行い、対策の見直しを実施する。</p> <p>[ページ 6-1-69I]</p> <p>1.7.13.7 実施する主な手順</p> <p>火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）が発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。</p> <p>(1) 大規模な火山の噴火があり降灰予報が発表され、再処理施設の処理運転に影響を及ぼすと予想される場合には、使用済燃料の受入れの停止や新たなせん断処理の停止など、再処理施設の運転を停止する。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みの停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</p> <p>(4) 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタ、除灰用布等の設置を実施する。</p> <p>(5) 降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p> <p>[ページ 6-1-69J]</p> <p>(添付資料八)</p> <p>6. 重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方</p> <p>6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p>は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃若しくは交換を実施する。</p> <p><u>d. 降灰の再処理施設への影響確認</u>        管理担当課長は、降灰が確認された場合は、再処理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び燃料取扱主任者に報告する。</p> <p><u>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</u>        管理担当課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>5. 5 定期的な評価        (1) 各職位は、5. 1から5. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。        (2) 技術課長は、5. 1から5. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。        (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置        工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*1について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>* 1：火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>	<p>ために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(3) 有効性評価        (i) 重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方        (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定        (イ) 重大事故の発生を仮定する際の条件の考え方        「四、A. ロ. (7)(i)(a) 外部からの衝撃による損傷の防止」に示すとおり、積雪に対しては除雪を行うこと、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては降下火砕物を除去すること、森林火災及び草原火災に対しては消火活動を行うこと、並びに干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことにより、重大事故に至る前までに対処が可能であり、安全上重要な施設の機能喪失に至ることを防止でき、大気中への放射性物質の放出に至ることはない。        [ページ 606]</p>	<p>6. 1. 1 重大事故の発生を仮定する際の条件の考え方        (1) 外的事象        b. 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因として考慮すべき自然現象等の選定        (b) 自然現象等への対処の観点からの選定        上記の自然現象のうち、森林火災及び草原火災、積雪並びに火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に関しては、消火活動、堆積した雪や降下火砕物の除去を行うこと、また、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下については、工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことにより、設計上の安全余裕を超える規模の自然現象を想定したとしても設備が機能喪失に至ることを防止できることから、重大事故の起因となる機能喪失の要因となる自然現象として選定しない。        [ページ 8-6-3]</p> <p>c. 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象の組合せ        (b) 機能喪失に至る前に対処が可能な自然現象と他の自然現象の組合せ        (略) 機能喪失に至る前に実施する対処の内容が厳しくなる組合せとして火山の影響（降下火砕物による積載荷重）及び積雪の組合せを想定するが、積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）が同時に発生した場合には、必要に応じて除雪及び降下火砕物の除去を実施することから、組合せを考慮する必要のある自然現象はない。        [ページ 8-6-5]</p>	
<p>6 地震        技術課長は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1から6. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置        (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。        (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施        (1) 技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。        (2) 運転部長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備        各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順の整備        (1) 各職位は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止        (a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。        (b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、耐震重要施設（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設をい）、耐震Sクラスに属する施設）に対する下位クラス施設の以下4つの観点並びに溢水、化学薬品漏えい及び火災の観点における波及的影響を防止する。</p> <p>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</p> <p>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響        イ. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法        A. 再処理施設の位置、構造及び設備        ロ. 再処理施設的一般構造        (5) 耐震構造        (i) 安全機能を有する施設の耐震設計        (h) 波及的影響に係る設計方針        耐震重要施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。        (イ) 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。        1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響        2) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響        3) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響        4) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響        (ロ) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。        (ハ) 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。        (ニ) これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。        [ページ 36, 37]</p>	<p>(添付書類六)        1.6 耐震設計        1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計        1.6.1.6 設計における留意事項        1.6.1.6.2 波及的影響        耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。        評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。        波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。        なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。        (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響        a. 不等沈下        耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。        b. 相対変位        耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。        (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響        耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。        (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響        耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がな</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

再処理事業所 再処理施設保安規定  
 事業指定\*と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業指定 (本文)	事業指定 (添付書類)	説明
<p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>b. 地震発生時の再処理施設への影響確認</p> <p>管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、6. 1から6. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、6. 1から6. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>6. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、地震の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合(六ヶ所村に大津波警報が発表された場合を含む。)は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職立と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>		<p>いことを確認する。</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設的设计に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>また、波及的影響の評価においては、地震に起因する溢水防護、化学薬品防護及び火災防護の観点からの波及的影響についても評価する。</p> <p>[ページ 6-1-263~265]</p> <p>(添付書類八)</p> <p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.4 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>f.</p> <p>大津波警報が発表された場合に、再処理施設を安全が確保できる状態に移行させるため、原則として各工程の停止操作を実施するための手順書を整備する。</p> <p>[ページ 8-5-262]</p> <p>(添付書類八)</p> <p>6. 重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方</p> <p>6.3 評価に当たって考慮する事項</p> <p>6.3.2 操作及び作業時間に対する想定</p> <p>(1) 外的事象の地震における想定</p> <p>地震の発生から25分後以降、要員による現場状況の把握のための初動対応に移行し、地震発生から90分後まで現場状況確認を実施するものと想定する。</p> <p>[ページ 8-6-57]</p>	
<p>添付2 長期施設管理方針 (第79条関連)</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針 (始期：2019年11月29日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理項目はなし</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>(g) 安全機能を有する施設</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の設計を満足するものとする。</p> <p>3) 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。</p> <p>4) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>[ページ 58~59]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.6 保守管理</p> <p>再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修(部品交換等の措置を含む。)に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。</p> <p>また、補修及び点検については、適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。</p> <p>[ページ 6-10-6]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

2021年3月17日  
日本原燃株式会社

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
<p>第2章 保安管理体制</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p><u>(30) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p><u>(31) (略)</u></p> <p><u>(32) 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(33)～(47) (略)</u></p> <p><u>(48) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画、事故等に係る記録並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び廃棄物管理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(49)～(54) (略)</u></p> <p><u>(55) 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(56) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</u></p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 75]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>ハ、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す廃棄物管理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>[ページ 2-21～2-23]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.2 組織及び職務</p> <p>廃棄物管理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、廃棄物取扱主任者、再処理計画部、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、新基準課設計部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>[ページ 5-8-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>
<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が判定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p><u>①火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）</u></p> <p><u>②火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>③火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>④ガラス固化体の受入れ計画</u></p> <p><u>⑤第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</u></p> <p><u>⑥廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</u></p> <p><u>⑦保安教育の実施計画</u></p> <p><u>⑧定期的な評価の実施計画</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(d) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[ページ 76]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.2 組織及び職務</p> <p>また、廃棄物管理施設の改修計画、ガラス固化体の受入れ計画等について、技術的専門性を有した委員によって、廃棄物管理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する貯蔵管理安全委員会（再処理事業部長が委員長を任命）を設置する。</p> <p>[ページ 5-8-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理</p>			
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びプューリリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p><u>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p><u>(2) 警報作動時の措置に関すること</u></p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>a. 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(c) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(イ) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(ロ) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.3 運転管理</p> <p>廃棄物管理施設の運転管理は、保安規定に定める廃棄物管理施設運転上の制限、廃棄物管理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、廃棄物管理施設の運転に習熟した者を確保し、かつ、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p> <p>[ページ 5-8-1～2]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
 事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
(以下、略)	(ハ) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 (ニ) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。) [ページ 79～80]		
<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第12条の3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画(火災防護計画)を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。)</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備(初期消火活動のために必要な別表2の2に示す設備等を含む。)</u></p> <p><u>(4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、総括当直長及び貯蔵管理課長は、第11条に定める巡回点検により火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(3) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(イ) 火災等による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災及び爆発の発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</li> <li>・火災及び爆発の発生を防止するために、着火源の排除及び可燃性物質の漏えい防止対策を講ずる設計とする。</li> <li>・火災及び爆発の拡大を防止するために、適切な検知、警報系統及び消火設備を設けることで、火災及び爆発の発生による影響を軽減する設計とする。</li> </ul> <p>また、廃棄物管理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)を参考として廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) 基本事項</p> <p>(イ) 火災防護対象設備</p> <p>廃棄物管理施設は、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的には、安全機能を有する施設のうち、放射性物質の放出及び放射線被ばくを防止する観点から、安全上重要な施設の機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)を抽出する。また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出する。</p> <p>これらを合わせて、「火災防護対象設備」として選定し、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ロ) その他の安全機能を有する施設</p> <p>火災防護対象設備以外の安全機能を有する施設を含め廃棄物管理施設は、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ハ) 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>火災防護対象設備を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護対象設備の配置も考慮して設定する。</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁及び避難距離に応じて分割して設定する。</p> <p>(ニ) 火災防護計画</p> <p>廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>1.4 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.4.1 火災防護審査基準の要求</p> <p>1.4.1.1 基本事項</p> <p>(4) 火災防護計画</p> <p>廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>その他の廃棄物管理施設については、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地内又はその周辺で想定する自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>火災防護計画の策定に当たっては、「火災防護審査基準」の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。</p> <p>a. 火災防護対象設備の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。</p> <p>b. 火災防護対象設備の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器及び組織体制を定める。</p> <p>具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化(各責任者と権限)、火災防護計画を遂行するための組織の明確化(各責任者と権限)、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施について定める。</p> <p>c. 火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災及び爆発の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。</p> <p>d. 火災防護計画は、廃棄物管理施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。</p> <p>(a) 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年12月6日原子力規制委員会規則第三十一号)(以下「事業許可基準規則」という。)第四条に基づくc.で示す対策を定める。</p> <p>(b) 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の爆発、敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発から安全機能を有する施設を防護する対策を定める。</p> <p>なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、「消防法」、「建築基準法」に基づく火災防護対策を実施する。</p> <p>(c) 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的に実施することを定める。</p> <p>(d) 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改善を行うことによって、継続的な改善を図っていくことを定める。</p> <p>(e) 火災防護計画は、再処理事業所廃棄物管理施設の「原子炉等規制法」第五十一条の十八第1項の規定に基づく「再処理事業所廃棄物管理施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に基づく文書として制定する。</p> <p>(f) 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明																																																							
	<p>保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>その他の廃棄物管理施設については、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定する自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 [ページ 10～12]</p> <p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ロ. 廃棄物管理施設的一般構造 (3) 火災及び爆発の防止に関する構造 (i) 火災等による損傷の防止 (c) 火災及び爆発の感知 消火 (イ) 早期の火災及び爆発の感知及び消火 2) 消火設備 消火設備の消火剤は、想定する火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。 [ページ 15]</p>	<p>した文書、業務処理手順、方法等を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持ち込み可燃生物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練等に必要な要領については、各関連文書に必要な事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。 [ページ 5-1-16～18]</p> <p>(添付書類五) 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 (2) 消火設備 a. 消火設備について (b) 想定する火災の性状に応じた消火剤容量 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定する火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 [ページ 5-1-30]</p> <p>(添付書類五) 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.3 体制 火災及び爆発の発生時において廃棄物管理施設の消火活動を行うため通報連絡者及び消火活動のための消火専門隊の要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。自衛消防隊の体制を第1.4-1図に示す。廃棄物管理施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。 [ページ 5-1-41]</p> <table border="1" data-bbox="1923 1192 2487 1528"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> <td>総務班</td> <td>事務局、公設消防対応</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、統括</td> <td>総務班</td> <td>避難誘導、社員の安全確認</td> </tr> <tr> <td>本部付要員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> <td>厚生班</td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>救護班</td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資材班</td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広報班</td> <td>報道機関・外部対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火班</td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転管理班</td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設備応急班</td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理班</td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.4-1図 自衛消防隊組織図 [ページ 5-1-228]</p> <p>(添付書類五) 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.4 火災防護計画について 廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画とは、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災防護対象設備については、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知・消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p>	組織	構成	任務	組織	任務	消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総務班	事務局、公設消防対応	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安全確認	本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保				救護班	救助活動、医療機関への搬送				資材班	応急機材の手配				広報班	報道機関・外部対応				消火班	消火活動、救助活動				運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置				設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施				放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務	組織	任務																																																						
消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総務班	事務局、公設消防対応																																																						
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安全確認																																																						
本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保																																																						
			救護班	救助活動、医療機関への搬送																																																						
			資材班	応急機材の手配																																																						
			広報班	報道機関・外部対応																																																						
			消火班	消火活動、救助活動																																																						
			運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置																																																						
			設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																																						
			放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																																						

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
		<p>(1) 火災及び爆発が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に行う。</p> <p>a. 制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。</p> <p>b. 消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。</p> <p>(2) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>b. 消火活動が困難な場合は、運転員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>(3) 制御室における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により制御室内で二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>(4) 水素漏れ検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。</p> <p>(5) 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>(6) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>(7) 可燃性物質の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏れ等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。</p> <p>(8) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(9) 廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(10) 火災及び爆発の発生を防止するために、廃棄物管理施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>a. 火気作業前の計画策定</p> <p>b. 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p> <p>c. 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</p> <p>d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>e. 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</p> <p>f. 仮設ケーブル（電工ドラム含む）の使用制限</p> <p>g. 火気作業に関する教育</p> <p>(11) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(12) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切に保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。</p> <p>(13) 火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び整備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(14) 火災時の消火活動のため、「消方法」による自衛消防の要求として移動式消火設備を配備する。</p> <p>(15) 運転員に対して、廃棄物管理施設内に設置する安重機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>a. 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>b. 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備</p> <p>c. 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>d. 火災感知設備</p>	

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明																																																							
	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(ロ) 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、廃棄物管理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度（9,128 kW/m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発、敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災については、対象航空機が安全機能を有する施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し、火災からの輻射強度の影響により、建屋外壁の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備より必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、外気を直接取り込む安全機能を有する施設に適切な防護対策を講ずること、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、有毒ガスによる影響については、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。</p> <p>[ページ 27～28]</p>	<p>e. 消火設備</p> <p>f. 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(16) 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び氷による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び職員による消火活動の訓練を定期的実施する。</p> <p>[ページ 5-1-41～44]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>1.6 その他</p> <p>1.6.7 外部火災防護に関する設計</p> <p>1.6.7.8 体制</p> <p>外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、廃棄物管理施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班により事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火班のうち消火専門隊は敷地内に常駐する運用とする。自衛消防隊組織図を第1.6-17図に示す。</p> <p>[ページ 5-1-132]</p> <table border="1" data-bbox="1923 724 2487 1029"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> <td>総括班</td> <td>事務局、公設消防対応</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、統括</td> <td>総務班</td> <td>避難誘導、社員の安否確認</td> </tr> <tr> <td>本部付要員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> <td>厚生班</td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>救護班</td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資材班</td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広報班</td> <td>報道機関・媒体対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火班</td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転管理班</td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設備応急班</td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理班</td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.6-17図 自衛消防隊組織図</p> <p>[ページ 5-1-265]</p> <p>1.6.7.9 火災防護計画を策定するための方針</p> <p>外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。</p> <p>(1) 外部火災に対する消火設備の選定方針、設置目的及び運用方法</p> <p>(2) 外部火災に対する消火活動を実施するための消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車の配備</p> <p>(3) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順</p> <p>(4) 初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火災時の装備</p> <p>(5) 計画を遂行するための体制の整備（責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保に係る事項を含む）並びに教育及び訓練</p> <p>(6) 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順</p> <p>(7) 外部火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>[ページ 5-1-133～134]</p> <p>1.6.7.10 手順等</p> <p>外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガスへの対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。</p> <p>以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。</p> <p>(1) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするともに不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。</p>	組織	構成	任務	組織	任務	消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安否確認	本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保				救護班	救助活動、医療機関への搬送				資材班	応急機材の手配				広報班	報道機関・媒体対応				消火班	消火活動、救助活動				運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置				設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施				放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務	組織	任務																																																						
消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応																																																						
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安否確認																																																						
本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保																																																						
			救護班	救助活動、医療機関への搬送																																																						
			資材班	応急機材の手配																																																						
			広報班	報道機関・媒体対応																																																						
			消火班	消火活動、救助活動																																																						
			運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置																																																						
			設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																																						
			放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																																						

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
 事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
		<p>(2) 設計対処施設及び廃棄物管理施設の危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。</p> <p>(3) 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が実施する手順を整備する。また、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車、化学粉末消火車及びその他資機材の配備を実施する。</p> <p>(4) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る手順を整備する。</p> <p>(5) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。</p> <p>(6) 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再角折を実施する手順を定める。</p> <p>(7) 外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことの影響評価を実施する手順を定める。</p> <p>(8) 外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住生に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する手順を定める。</p> <p>[ページ 5-1-134~135]</p>	
<p><u>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</u></p> <p><u>第12条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。</u></p> <p><u>4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。</u></p> <p><u>5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p><u>6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対応について指示する。</u></p> <p><u>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(二) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、廃棄物管理施設の運用期間中において廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) 換気系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>4) 構造物及び換気系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>5) 敷地周辺の大気汚染に対して施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること</p> <p>6) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>[ページ 30~31]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>1.6 その他</p> <p>1.6.8 火山事象に関する設計</p> <p>1.6.8.1 火山事象に関する設計方針</p> <p>十和田及び八甲田山は、廃棄物管理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う方針とする。</p> <p>[ページ 5-1-136]</p> <p>1.6.8.8 火山の状態に応じた対処方針</p> <p>十和田及び八甲田山は、廃棄物管理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。</p> <p>対処に当たっては、火山影響等発生時において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。</p> <p>主な対処例を以下に示す。</p> <p>(1) 換気設備の風量の低減措置及び外気の取り込みの停止</p> <p>(2) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に堆積した降下火砕物等の除去</p> <p>(3) ガラス固化体の受入れの停止</p> <p>[ページ 5-1-145~146]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第12条の5 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(二) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、廃棄物管理施設の運用期間中において廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること</p>	<p>1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針</p> <p>火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)において、廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行うための計画を策定する。</p> <p>(2) 要員の確保</p> <p>火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を実施するために必要な要員を確保する。</p> <p>(3) 教育及び訓練</p> <p>火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を確実に実施するための教育及び訓練を年1回以上実施する。</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
 事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
<p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火山現象の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>とにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) 換気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>4) 構造物及び換気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>5) 敷地周辺の大気汚染に対して施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること</p> <p>6) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去の実施により安全機能を損なわない設計とすること      [ページ 30～31]</p>	<p>(4) 資機材の配備      火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動に必要な資機材を配備する。</p> <p>(5) 体制の整備      火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動に必要な体制を整備する。</p> <p>(6) 定期的な評価      降下火砕物による火山影響評価に変更がないか定期的に確認し、変更が生じている場合は火山影響評価を行う。火山影響評価の結果、変更がある場合はそれぞれの措置の評価を行い、対策の見直しを実施する。      [ページ 5-1-143～144]</p> <p>1. 6. 8. 7 実施する主な手順      火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。</p> <p>(1) 大規模な火山の噴火があり降灰予報が発表され、廃棄物管理施設の運転に影響を及ぼすと見られる場合には、ガラス固化体の受入れを停止する。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>(3) 降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>(4) 降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。      [ページ 5-1-144～145]</p>	
<p>(その他自然災害発生時の体制の整備)</p> <p>第12条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(4) 耐震構造</p> <p>(viii) 波及的影響に係る設計方針      安全上重要な施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(a) 敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。</p> <p>(イ) 設置地盤及び地盤応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>(ロ) 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>(ハ) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上重要な施設への影響</p> <p>(ニ) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上重要な施設への影響</p> <p>(b) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。</p> <p>(c) 波及的影響の評価に当たっては、安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>(d) これら4つの観点以外に検討すべき事項がないかを、原子力施設の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。      [ページ 22～23]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>1. 5 耐震設計及び耐津波設計</p> <p>1. 5. 6 設計における留意事項</p> <p>1. 5. 6. 2 波及的影響      安全上重要な施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、安全上重要な施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地盤応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>a. 不等沈下      安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位      安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と安全上重要な施設の相対変位により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響      安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、安全上重要な施設に接続する下位クラス施設の損傷により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
		<p>重要な施設への影響 安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上重要な施設への影響 安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 [ページ 5-1-60, 61]</p>	
<p>(ガラス固化体の受入れ計画) 第13条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(2) (略) 2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。 (1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間500本を超えないこと。 (2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である2,880本(ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟においてそれぞれ1,440本)を超えないこと。 <u>(削除)</u> 3～4 (略)</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備ハ、廃棄物管理設備本体の構造及び設備 (2) 管理施設 (iii) 管理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大管理能力 放射性廃棄物の種類 ガラス固化体 最大管理能力 2,880本 〔貯蔵ピット1基当たり720本 (総発熱量1,440kW/基以下)〕 [ページ 46] ニ、放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備 (3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力 放射性廃棄物の種類 ガラス固化体 最大受入能力 年間500本 [ページ 49～50]</p>	<p>(添付書類五) 8. 運転保守 8.4 ガラス固化体の受入れ管理 ガラス固化体の受入れは、あらかじめ定める受入れ計画等に従い、受け入れるガラス固化体の仕様が受入れ基準に適合することを確認するとともに、輸送容器及び搬送設備を使用し、保安のために必要な措置を取りながら行う。 [ページ 5-8-2]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 削除する項目に係る記載は事業許可上にはなく、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第4章 施設管理</p>			
<p>(作業管理) 第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1)～(7) (略) <u>(8) 予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずること</u> (以下、略)</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ロ、廃棄物管理施設的一般構造 (6) その他の主要な構造 (d) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 廃棄物管理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の設計を満足するものとする。 1) 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有する設計とする。 2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。 3) 安全機能を有する施設のうち、他の原子力施設と共用するものは、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。 [ページ 34, 35]  四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ト、その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (6) その他の主要な事項 (ii) 電気設備 保守等により予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ず</p>	<p>(添付書類五) 8. 運転保守 8.7 保守 廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 [ページ 5-8-3]  (添付書類五) 7. その他廃棄物管理設備の附属施設 7.5 その他設備 7.5.3 電気設備 7.5.3.4 主要設備 保守等により予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずるこ</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付2に示すものとする。</p>	<p>ることを手順に定める。 [ページ 62]</p> <p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 (d) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設的设计方針 廃棄物管理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の設計を満足するものとする。 1) 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有する設計とする。 2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。 3) 安全機能を有する施設のうち、他の原子力施設と共用するものは、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。 [ページ 34, 35]</p>	<p>とを手順に定める。 [ページ 5-7-24]</p> <p>(添付書類五) 8. 運転保守 8.7 保守 廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 [ページ 5-8-3]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第5章 放射性廃棄物管理</p>			
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p><u>4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (イ) 放射線管理施設 (ハ) 管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を管理区域入口付近に表示する設計とする。また、廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び量や、周辺監視区域境界付近における空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が安全に認識できる場所に表示する設計とする。 [ページ 38]</p>	<p>(添付書類六) 2. 施設の放射線管理 2.5 放射性廃棄物の放出管理 貯蔵ビットの収納管及び汚染のおそれのある区域からの排気は、排気フィルタでろ過した後、北換気筒(ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気口から大気中へ放出する。この排気中の放射性物質は、排気モニタリング設備によって連続的に捕集し、放射性物質の濃度の監視及び測定を行う。 また、貯蔵ビットからの冷却空気は、冷却空気出口シャフトの排気口から大気中へ排出する。この冷却空気中に含まれる放射性物質の濃度は極めて低いが、排気モニタリング設備によって、有意な放出のないことを監視する。 これらの排気モニタリング設備のうち、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタの測定結果は、制御室に指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定された値以上になると制御室に警報を発する。 また、測定した放射性物質の濃度及び量又はそれらを換算して得られる被ばく線量を、従業者が安全に認識できる場所に表示する。 [ページ 6-2-16]</p> <p>3. 周辺監視区域境界の放射線監視 周辺監視区域外の線量が合理的に達成できる限り低くなるように、廃棄物管理施設には十分な遮蔽を設け、施設からの直接線及びスカイシャイン線による線量を十分低くするとともに気体廃棄物の大気中への放出に当たっては、「2.5 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近の放射線監視を行う。 周辺監視区域境界付近においては、空間放射線量は、積算線量計により、空気中の放射性物質の濃度は、ダストサンプリングにより定期的に測定する。 また、測定した空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度又はそれらを換算して得られる被ばく線量を、従業者が安全に認識できる場所に表示する。 [ページ 6-3-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



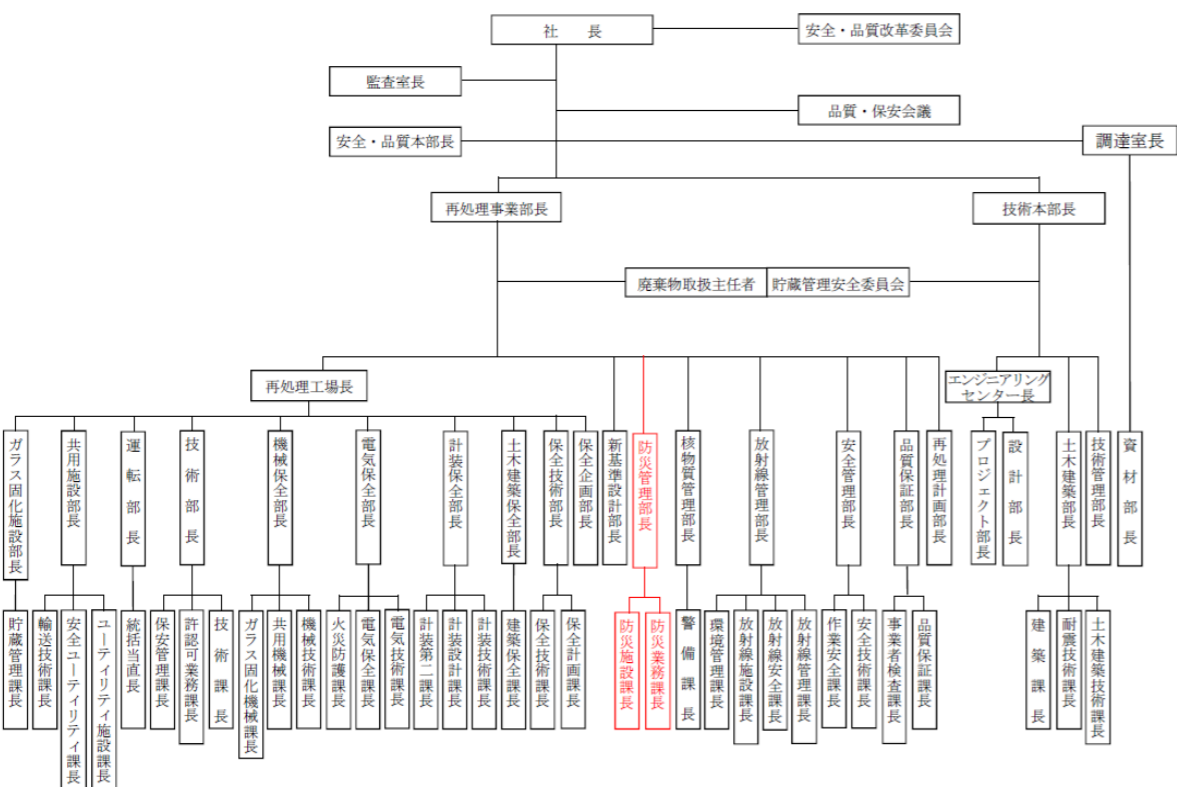
再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
<p>第6章 放射線管理</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表11に定める通常作業時人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p><u>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</u></p> <p><u>6 環境管理課長は、第2項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(i) 放射線管理施設</p> <p>(ハ) 管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面等の放射性物質の表面密度を管理区域入口付近に表示する設計とする。また、廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び量や、周辺監視区域境界付近における空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が安全に認識できる場所に表示する設計とする。</p> <p>[ページ 38]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>2. 施設の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域の管理</p> <p>2.2.4 線量当量率等の測定</p> <p>放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため、屋内モニタリング設備及び放射線サーベイ機器により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。</p> <p>また、管理区域における外部放射線に係る線量当量率等を管理区域入口付近に表示する。</p> <p>[ページ 6-2-7]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第7章 非常時等の措置</p> <p><u>(通信連絡手順の整備)</u></p> <p>第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(1) 通信連絡設備等</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。また、安全避難通路及び避難用の照明設備を設ける。</p> <p>廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は避難の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻雑等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、事業所内の人の避難のための設備として予備電源から供給されること、又は電源を内蔵した避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。</p> <p>[ページ 39, 40]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>7. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>7.5 その他設備</p> <p>7.5.4 通信連絡設備</p> <p>7.5.4.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 所外通信連絡設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的な点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p> <p>[ページ 5-7-29]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>(安全避難通路等)</u></p> <p>第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、事業所内の人の避難のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</p> <p>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p><u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 75]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>7. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>7.5 その他設備</p> <p>7.5.3 電気設備</p> <p>7.5.3.2 設計方針</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の安全避難通路には、外部電源喪失時に予備電源から電力を供給するか、又は蓄電池を内蔵した誘導灯及び非常灯を設ける設計としている。</p> <p>また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造としている。</p> <p>[ページ 5-7-26]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
		<p>(添付書類二)</p> <p>ハ. その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す廃棄物管理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく再処理事業所廃棄物管理施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>[ページ 2-21~23]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明																					
 <p>別図1 保安に関する組織 (第4条関係)</p>		<p>8.2 組織及び職務 廃棄物管理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、廃棄物取扱主任者、再処理計画部、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、新基準設計部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。 〔ページ 5-8-1〕</p>																						
<p>別表2 巡視点検を行う設備等 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="222 1102 1231 1732"> <thead> <tr> <th>対象設備*1</th> <th>巡視点検項目*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ガラス固化体受入れ設備</td> <td>(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況</td> </tr> <tr> <td>2 ガラス固化体貯蔵設備</td> <td>(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)</td> </tr> <tr> <td>3 計測制御設備</td> <td>(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)</td> </tr> <tr> <td>4 放射線監視設備</td> <td>(1) 放射線監視盤の状況及び指示値 (異常の有無)</td> </tr> <tr> <td>5 気体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態</td> </tr> <tr> <td>6 液体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 漏えいの有無</td> </tr> <tr> <td>7 固体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 固体廃棄物の保管状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 その他</td> <td>電気設備</td> <td>(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無)</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>(1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が巡視点検を行う。 *2：有毒ガス、化学物質の漏えい等による影響が制御室に及ぶ場合に用いる資機材及び手順を整備し、施設の監視が実施できるようにする。</p>	対象設備*1	巡視点検項目*2	1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況	2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)	3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)	4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状況及び指示値 (異常の有無)	5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態	6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無	7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況	8 その他	電気設備	(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無)	建物	(1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 e. 個別業務の管理 (a) 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項 (当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。) に適合するように実施する。 (イ) 廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (ロ) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (ハ) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (ニ) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (ホ) H. b. (c) に基づき監視測定を実施していること。 〔ページ 86~87〕</p> <p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (ト) 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 1) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。廃棄物管理施設は、想定される有毒ガスが発生した場合にも施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。 〔ページ 32〕</p>	<p>(添付書類五) 8. 運転保守 8.7 保守 廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 〔ページ 5-8-3〕</p> <p>1. 安全設計 1.6 その他 1.6.1 構造設計等 c. 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象に対する設計方針 (a) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては、固定施設 (六ヶ所ウラン濃縮工場) と可動施設 (陸上輸送、海上輸送) からの流出が考えられる。六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては、廃棄物管理施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため、廃棄物管理施設の運転員に対する影響を想定する。 六ヶ所ウラン濃縮工場は、それらが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており、制御室の居住性を損なうことはない。廃棄物管理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスに</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
対象設備*1	巡視点検項目*2																							
1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況																							
2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)																							
3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)																							
4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状況及び指示値 (異常の有無)																							
5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態																							
6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無																							
7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況																							
8 その他	電気設備	(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無)																						
	建物	(1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)																						

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
 事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明											
	<p>3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい          安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。廃棄物管理施設は想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合にも施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。          [ページ 33]</p>	<p>については、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については制御室が設置されているガラス固化体受入れ建屋までは約500m離れていること及び海岸から廃棄物管理施設までは約5km離れていることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすことは考え難い。          万一、六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが制御室に到達するおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。          [ページ 5-1-74, 75]</p> <p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい          再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては、再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品、再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため、人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。          これらの化学物質の漏えいによる影響としては、廃棄物管理施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。          屋外で運搬又は受入れ時に漏えいが発生したとしても、化学物質を受け入れる再処理施設の試薬建屋等と廃棄物管理施設は隣隔距離を確保することにより、化学物質が廃棄物管理施設へ直接被水することのない設計とする。          一方、再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が制御室に及ぶおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。          [ページ 5-1-76]</p>												
<p>別表2の2 初期消火活動に係る設備等(第12条の3関係)</p> <table border="1" data-bbox="172 976 890 1165"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話*1</td> <td>1回線*2</td> <td>貯蔵管理課長</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車*3</td> <td>1台*4</td> <td rowspan="2">防災施設課長</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：制御室内に設置。          *2：点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。          *3：400リットル毎分の泡放射を同時2口行うことが可能な能力を有する。          *4：点検又は故障の場合は、*3に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>	設備等	数量	担当課長	衛星電話*1	1回線*2	貯蔵管理課長	化学消防自動車*3	1台*4	防災施設課長	泡消火薬剤	1,500リットル以上	<p>第12条の3に記載</p>	<p>第12条の3に記載</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
設備等	数量	担当課長												
衛星電話*1	1回線*2	貯蔵管理課長												
化学消防自動車*3	1台*4	防災施設課長												
泡消火薬剤	1,500リットル以上													
<p>添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準          (第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関係)</p> <p>1 火災          防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 要員の配置          (1) 事業部長は、災害(非常事態を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。          (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。          (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法          A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備          ロ. 廃棄物管理施設的一般構造          (3) 火災及び爆発の防止に関する構造          (i) 火災等による損傷の防止          安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災及び爆発の発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。          廃棄物管理施設は、以下の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。          ・主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。          ・火災及び爆発の発生を防止するために、着火源の排除及び可燃性物質の漏えい防止対策を講ずる設計とする。          ・火災及び爆発の拡大を防止するために、適切な検知、警報系統及び消火設備を設けることで、火災及び爆発の発生による影響を軽減する設計とする。          また、廃棄物管理施設における火災防護対策を具体化するに当たつ</p>	<p>(添付書類五)          1.4 火災及び爆発の防止に関する設計          1.4.1 火災防護審査基準の要求          1.4.1.1 基本事項          (4) 火災防護計画          廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。          その他の廃棄物管理施設については、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に適合した火災防護対策を行うことについて定める。          敷地内又はその周辺で想定する自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、資料2-④において第2段階で反映することとしたものを除いて、保安規定の記載と齟齬はない。</p>											

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
 事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><b>a. 火災予防活動に関する要員</b></p> <p><u>各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</u></p> <p><b>b. 初期消火要員</b></p> <p><u>通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</u></p> <p><b>c. 自衛消防隊</b></p> <p><u>(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</u></p> <p><u>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</u></p> <p><u>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</u></p> <p><b>1. 2 教育訓練の実施</b></p> <p><u>防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p><b>(1) 火災防護教育</b></p> <p><u>防災業務課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</u></p> <p><u>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</u></p> <p><b>(2) 自衛消防隊による総合訓練</b></p> <p><u>防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><b>(3) 操作員に対する教育訓練</b></p> <p><u>貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</u></p> <p><u>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</u></p> <p><u>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備(「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。)</u></p> <p><u>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</u></p> <p><u>(c) 火災感知設備(自動火災報知設備)</u></p> <p><u>(d) 消火設備</u></p> <p><u>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</u></p> <p><u>(f) 火災影響評価</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</u></p> <p><b>(4) 消防訓練</b></p> <p><u>防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確保する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p>	<p>ては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)を参考として廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) 基本事項</p> <p>(イ) 火災防護対象設備</p> <p>廃棄物管理施設は、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的には、安全機能を有する施設のうち、放射性物質の放出及び放射線被ばくを防止する観点から、安全上重要な施設の機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)を抽出する。また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出する。</p> <p>これらを合わせて、「火災防護対象設備」として選定し、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ロ) その他の安全機能を有する施設</p> <p>火災防護対象設備以外の安全機能を有する施設を含め廃棄物管理施設は、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ハ) 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>火災防護対象設備を収納する建屋は、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護対象設備の配置も考慮して設定する。</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンク等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁及び階間距離に応じて分割して設定する。</p> <p>(ニ) 火災防護計画</p> <p>廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>その他の廃棄物管理施設については、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定する自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>[ページ 10～12]</p> <p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(3) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(イ) 火災等による損傷の防止</p> <p>(c) 火災及び爆発の感知 消火</p> <p>(イ) 早期の火災及び爆発の感知及び消火</p> <p>2) 消火設備</p> <p>消火設備の消火剤は、想定する火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>[ページ 15]</p>	<p>火災防護計画の策定に当たっては、「火災防護審査基準」の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。</p> <p>a. 火災防護対象設備の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。</p> <p>b. 火災防護対象設備の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器及び組織体制を定める。</p> <p>具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化(各責任者と権限)、火災防護計画を遂行するための組織の明確化(各責任者と権限)、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施について定める。</p> <p>c. 火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災及び爆発の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。</p> <p>d. 火災防護計画は、廃棄物管理施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。</p> <p>(a) 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年12月6日原子力規制委員会規則第三十一号)(以下「事業許可基準規則」という。)第四条に基づくc.で示す対策を定める。</p> <p>(b) 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の爆発、敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発から安全機能を有する施設を防護する対策を定める。</p> <p>なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、「消防法」、「建築基準法」に基づく火災防護対策を実施する。</p> <p>(c) 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的に実施することを定める。</p> <p>(d) 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改善を行うことにより、継続的な改善を図っていくことを定める。</p> <p>(e) 火災防護計画は、再処理事業所廃棄物管理施設の「原子力等規制法」第五十一条の十八第1項の規定に基づく「再処理事業所廃棄物管理施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に基づく文書として制定する。</p> <p>(f) 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持ち込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練等に必要要員については、各関連文書に必要事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。</p> <p>[ページ 5-1-16~18]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>1.4 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.4.1 火災防護審査基準の要求</p> <p>1.4.1.1 基本事項</p> <p>1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火</p> <p>1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>a. 消火設備について</p> <p>(b) 想定する火災の性状に応じた消火剤容量</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定する火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>[ページ 5-1-30]</p>	

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明																																																							
<p><u>1. 3 資機材の配備</u></p> <p><u>防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な備品電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</u></p> <p><u>1. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</u></p> <p><u>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>c. 前b.を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</u></p> <p><u>(2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 火災が発生していない平常時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</u></p> <p><u>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び回転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>c. 制御室における火災及び爆発発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</u></p> <p><u>d. 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合の対応</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</u></p> <p><u>e. 消火活動</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び回転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>f. 防火監視</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</u></p> <p><u>g. 可燃物の持込みと保管</u></p> <p><u>各職位は、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</u></p>		<p>(添付書類五)</p> <p>1.4 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.4.1 火災防護審査基準の要求</p> <p>1.4.1.3 体制</p> <p>火災及び爆発の発生時において廃棄物管理施設の消火活動を行うため通報連絡者及び消火活動のための消火専門隊の要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。自衛消防隊の体制を第1.4-1図に示す。廃棄物管理施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。</p> <p>[ページ 5-1-41]</p> <table border="1" data-bbox="1923 541 2487 886"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> <td>総括班</td> <td>事務局、公設消防対応</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、統括</td> <td>総務班</td> <td>避難誘導、社員の安全確認</td> </tr> <tr> <td>本部付要員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> <td>厚生班</td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>救護班</td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資材班</td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広報班</td> <td>報道機関・外部対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火班</td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転管理班</td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設備応急班</td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理班</td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.4-1図 自衛消防隊組織図</p> <p>[ページ 5-1-228]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>1.4 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.4.1 火災防護審査基準の要求</p> <p>1.4.1.4 火災防護計画について</p> <p>廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災防護対象設備については、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知・消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>(1) 火災及び爆発が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に行う。</p> <p>a. 制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。</p> <p>b. 消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。</p> <p>(2) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>b. 消火活動が困難な場合は、運転員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び回転状況の確認を行う。</p> <p>(3) 制御室における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により制御室内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>(4) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。</p> <p>(5) 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となっ</p>	組織	構成	任務	組織	任務	消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安全確認	本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保				救護班	救助活動、医療機関への搬送				資材班	応急機材の手配				広報班	報道機関・外部対応				消火班	消火活動、救助活動				運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置				設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施				放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務	組織	任務																																																						
消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応																																																						
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、統括	総務班	避難誘導、社員の安全確認																																																						
本部付要員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保																																																						
			救護班	救助活動、医療機関への搬送																																																						
			資材班	応急機材の手配																																																						
			広報班	報道機関・外部対応																																																						
			消火班	消火活動、救助活動																																																						
			運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置																																																						
			設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																																						
			放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																																						

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
<p><u>h. 可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</u> 各職位は、廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p> <p><u>i. 火気作業</u> 各職位は、廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</p> <p>(a) <u>火気作業前の計画作成</u></p> <p>(b) <u>火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</u></p> <p>(c) <u>火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)</u></p> <p>(d) <u>安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</u></p> <p>(e) <u>火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等)</u></p> <p>(f) <u>仮設ケーブル (電工ドラムを含む。)の使用制限</u></p> <p>(g) <u>火気作業に関する教育</u></p> <p><u>j. 化学薬品の取扱い及び保管</u> 各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時は火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</p> <p><u>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</u> 管理担当課長及び保修担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><u>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</u> 防災業務課長は、火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</p> <p><u>m. 消火活動に必要な設備の設置</u> 防災施設課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を設置する。</p> <p><u>n. 設計対応施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</u> 各職位は、設計対応施設 (外部火災から防護する施設 (以下「外部火災防護対象施設」という。)) を収納する建屋が該当する。) 及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p> <p><u>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</u> 貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p><u>p. 外部火災に対する消火活動</u> 自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p><u>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</u> 新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p><u>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</u> 新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p><u>1. 5 定期的な評価</u> (1) <u>各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(ロ) 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設 (以下「近隣の産業施設」という。) の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、廃棄物管理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線</p>	<p>た場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>(6) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>(7) 可燃性物質の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。</p> <p>(8) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(9) 廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(10) 火災及び爆発の発生を防止するために、廃棄物管理施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>a. 火気作業前の計画策定 b. 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置 c. 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等) d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理 e. 火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等) f. 仮設ケーブル (電工ドラム含む。)の使用制限 g. 火気作業に関する教育</p> <p>(11) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(12) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切に保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。</p> <p>(13) 火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。</p> <p>(14) 火災時の消火活動のため、「消方法」による自衛消防の要求として移動式消火設備を配備する。</p> <p>(15) 運転員に対して、廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的実施する。</p> <p>a. 火災区域及び火災区画の設定 b. 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備 c. 火災及び爆発の発生防止対策 d. 火災感知設備 e. 消火設備 f. 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(16) 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び運転員による消火活動の訓練を定期的実施する。</p> <p>[ページ 5-1-41~44]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>1. 6 その他</p> <p>1. 6. 7 外部火災防護に関する設計</p> <p>1. 6. 7. 8 体制</p> <p>外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、廃棄物管理施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班により事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火班のうち消火専門隊は敷地内に常駐する運用とする。自衛消防隊組織図を第1. 6-17図に示す。</p> <p>[ページ 5-1-132]</p>	

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明																																																							
<p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</p> <p>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>強度 (9,128kW/m<sup>2</sup>) から算出される防火帯 (幅25m以上) を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発、敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災については、対象航空機が安全機能を有する施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し、火災からの輻射強度の影響により、建屋外壁の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、外気を直接取り込む安全機能を有する施設に適切な防護対策を講じること、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、有毒ガスによる影響については、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。</p> <p>[ページ 27～28]</p>	<table border="1" data-bbox="1923 210 2487 514"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>構成</th> <th>任務</th> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>指揮、命令、監督</td> <td>総括班</td> <td>事務局、公設消防対応</td> </tr> <tr> <td>消防副隊長</td> <td>再処理工場長</td> <td>隊長の補佐、総括</td> <td>総務班</td> <td>避難誘導、社員の安全確認</td> </tr> <tr> <td>本部作業員</td> <td>防火・防災管理者</td> <td>消防計画の作成及び実行</td> <td>厚生班</td> <td>食料、水及び被服の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>救護班</td> <td>救助活動、医療機関への搬送</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資材班</td> <td>応急機材の手配</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広報班</td> <td>報道機関・媒体対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火班</td> <td>消火活動、救助活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転管理班</td> <td>運転状況把握、影響緩和における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設備応急班</td> <td>被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理班</td> <td>放射線状況の把握、作業に係る放射線管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.6-17図 自衛消防隊組織図</p> <p>[ページ 5-1-265]</p> <p>1.6.7.9 火災防護計画を策定するための方針</p> <p>外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外部火災に対する消火設備の選定方針、設置目的及び運用方法</li> <li>(2) 外部火災に対する消火活動を実施するための消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車の配備</li> <li>(3) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順</li> <li>(4) 初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火災時の装備</li> <li>(5) 計画を遂行するための体制の整備 (責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保に係る事項を含む) 並びに教育及び訓練</li> <li>(6) 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順</li> <li>(7) 外部火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備</li> </ol> <p>[ページ 5-1-133~134]</p> <p>1.6.7.10 手順等</p> <p>外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガスへの対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。</p> <p>以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするともに不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。</li> <li>(2) 設計対処施設及び廃棄物管理施設の危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。</li> <li>(3) 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が実施する手順を整備する。また、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車、化学粉末消防車及びその他資機材の配備を実施する。</li> <li>(4) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る手順を整備する。</li> <li>(5) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。</li> <li>(6) 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生ご大きな変化があった場合は、再角折を実施する手順を定める。</li> <li>(7) 外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことの影響評価を実施する手順を定める。</li> <li>(8) 外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住生に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する手順を定める。</li> </ol> <p>[ページ 5-1-134~135]</p>	組織	構成	任務	組織	任務	消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応	消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、総括	総務班	避難誘導、社員の安全確認	本部作業員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保				救護班	救助活動、医療機関への搬送				資材班	応急機材の手配				広報班	報道機関・媒体対応				消火班	消火活動、救助活動				運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置				設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施				放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理	
組織	構成	任務	組織	任務																																																						
消防隊長	再処理事業部長	指揮、命令、監督	総括班	事務局、公設消防対応																																																						
消防副隊長	再処理工場長	隊長の補佐、総括	総務班	避難誘導、社員の安全確認																																																						
本部作業員	防火・防災管理者	消防計画の作成及び実行	厚生班	食料、水及び被服の確保																																																						
			救護班	救助活動、医療機関への搬送																																																						
			資材班	応急機材の手配																																																						
			広報班	報道機関・媒体対応																																																						
			消火班	消火活動、救助活動																																																						
			運転管理班	運転状況把握、影響緩和における措置																																																						
			設備応急班	被害状況の確認、応急・復旧対策の策定・実施																																																						
			放射線管理班	放射線状況の把握、作業に係る放射線管理																																																						

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>2. 火山活動のモニタリング等</u></p> <p><u>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>2. 1 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>2. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p><u>2. 3 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p><u>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u></p> <p><u>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順は、以下を含める。</u></p> <p><u>(a) 対象火山の選定</u></p> <p><u>(b) 対象火山の状態(噴火状況や観測状況)に応じた判断基準(公的機関の発表情報、地殻変動及び地震)の設定</u></p> <p><u>(c) 評価方法(手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保)</u></p> <p><u>(d) 定期的な評価及び対応(平常時)</u></p> <p><u>(e) 臨時の評価及び対応(注意時、警戒時及び緊急時)</u></p> <p><u>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</u></p> <p><u>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</u></p> <p><u>2. 4 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、2. 1から2. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う方針とする。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(ニ) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、廃棄物管理施設の運用期間中において廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p> <p>2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) 換気系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>4) 構造物及び換気系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p> <p>5) 敷地周辺の大気汚染に対して施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること</p> <p>6) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>[ページ 30～31]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>1.6 その他</p> <p>1.6.8 火山事象に関する設計</p> <p>1.6.8.1 火山事象に関する設計方針</p> <p>十和田及び八甲田山は、廃棄物管理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う方針とする。</p> <p>[ページ 5-1-136]</p> <p>1.6.8.8 火山の状態に応じた対処方針</p> <p>十和田及び八甲田山は、廃棄物管理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処に当たっては、火山影響等発生時において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。</p> <p>主な対処例を以下に示す。</p> <p>(1) 換気設備の風量の低減措置及び外気の取り込みの停止</p> <p>(2) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に堆積した降下火砕物等の除去</p> <p>(3) ガラス固化体の受入れの停止</p> <p>[ページ 5-1-145～146]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>3. 火山影響等発生時</u></p> <p><u>技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(ニ) 火山の影響</p>	<p>1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針</p> <p>火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)において、廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
 事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>3. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害(非常事態を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</u></p> <p><u>3. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>(2) <u>貯蔵管理課長は、操作員に対して、火山影響等発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>(3) <u>貯蔵管理課長は、課員に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練並びに火山事象より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p><u>3. 3 資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</u></p> <p><u>3. 4 手順の整備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 降下火砕物の侵入防止</u></p> <p>(a) <u>貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</u></p> <p>(b) <u>貯蔵管理課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</u></p> <p><u>b. 降下火砕物の除去作業</u></p> <p>(a) <u>貯蔵管理課長は、降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響(腐食)が発生することを防止する。</u></p> <p><u>c. 制御室の居住性確保に関する対策</u></p> <p>(a) <u>貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</u></p> <p><u>d. 降灰の廃棄物管理施設への影響確認</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合は、廃棄物管理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</u></p> <p><u>貯蔵管理課長及び保守担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>3. 5 定期的な評価</u></p> <p>(1) <u>各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p>(2) <u>技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p>(3) <u>事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p>	<p>安全機能を有する施設は、廃棄物管理施設の運用期間中において廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備より必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること    2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること    3) 換気系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること    4) 構造物及び換気系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること    5) 敷地周辺の大気汚染に対して施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること    6) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去の実施により安全機能を損なわない設計とすること    [ページ 30～31]</p>	<p>ための計画を策定する。</p> <p>(2) 要員の確保    火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を実施するために必要な要員を確保する。</p> <p>(3) 教育及び訓練    火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を確実に実施するための教育及び訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(4) 資機材の配備    火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動に必要な資機材を配備する。</p> <p>(5) 体制の整備    火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動に必要な体制を整備する。</p> <p>(6) 定期的な評価    降下火砕物による火山影響評価に変更がないか定期的に確認し、変更が生じている場合は火山影響評価を行う。火山影響評価の結果、変更がある場合はそれぞれの措置の評価を行い、対策の見直しを実施する。    [ページ 5-1-143~144]</p> <p>1.6.8.7 実施する主な手順    火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響(腐食)が発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。</p> <p>(1) 大規模な火山の噴火があり降灰予報が発表され、廃棄物管理施設の運転に影響を及ぼすと予見される場合には、ガラス固体の受入れを停止する。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>(3) 降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>(4) 降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響(腐食)が発生することを防止する。    [ページ 5-1-144~145]</p>	

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 青字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
 緑字箇所：新規基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとして箇所

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
 事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
<p><u>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、あらかじめ定められた通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>			
<p><u>4 地震</u></p> <p><u>技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>4. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>4. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>(2) <u>貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p><u>4. 3 資機材の配備</u></p> <p><u>各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</u></p> <p><u>4. 4 手順の整備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 波及的影響防止</u></p> <p>(a) <u>各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</u></p> <p>(b) <u>各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び反置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下4つの観点における波及的影響を防止する。</u></p> <p><u>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</u></p> <p><u>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</u></p> <p><u>イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</u></p> <p><u>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</u></p> <p><u>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</u></p> <p><u>b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>4. 5 定期的な評価</u></p> <p>(1) <u>各職位は、4. 1から4. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p>(2) <u>技術課長は、4. 1から4. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p>(3) <u>事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、あらかじめ定められた通報系統に</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(4) 耐震構造</p> <p>(Ⅷ) 波及的影響に係る設計方針</p> <p>安全上重要な施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(a) 敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。</p> <p>(イ) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>(ロ) 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>(ハ) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上重要な施設への影響</p> <p>(ニ) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上重要な施設への影響</p> <p>(b) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。</p> <p>(c) 波及的影響の評価に当たっては、安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>(d) これら4つの観点以外に検討すべき事項がないかを、原子力施設の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>[ページ 22～23]</p>	<p>(添付書類5)</p> <p>1.5 耐震設計及び耐津波設計</p> <p>1.5.6 設計における留意事項</p> <p>1.5.6.2 波及的影響</p> <p>安全上重要な施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、安全上重要な施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないかを確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>a. 不等沈下</p> <p>安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と安全上重要な施設の相対変位により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、安全上重要な施設に接続する下位クラス施設の損傷により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上重要な施設への影響</p> <p>安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による安全上重要な施設への影響</p> <p>安全上重要な施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、安全上重要な施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>[ページ 5-1-60, 61]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所  
青字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち今回保安規定に反映した箇所  
緑字箇所：新規制基準に係る事業変更許可のうち第2段階で反映するとした箇所

保安規定変更箇所	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
<p><u>従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>添付2</u> 長期施設管理方針 (第28条関連)</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 (始期：2015年5月24日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理項目はなし</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(d) 安全機能を有する施設</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>廃棄物管理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射線物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の設計を満足するものとする。</p> <p>2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>[ページ 34, 35]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.7 保守</p> <p>廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。</p> <p>[ページ 5-8-3]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>